										. 尹 六		旧(名	和元年10月版)				1
編	章	節	条	枝番				種	測況	定項目		格 値 10個の測定値 の平均(X10)				測 定 箇 所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6一般舗装工	15		OM.	路面は	切削	III.	厚幅	₹ t	-7 -25	-2	原きは40mを行う。 日本の本語の表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表	算出する 中心線 の場合 。 。 。 。 。 。 順、測	る。 、車道端及び は、2ヶ所 /  点数を変える	現績築w	
			16			舗 装 工	打扌	換え	路	幅 w		50	各層毎1ヶ所/	1施工	箇所	<b>T</b>	
									盤工	延長し		100				<b>₩</b>	
										厚さt		红種				*	
									舗	幅 w		25				<u> </u>	
										延長L	-1	100					
				1						厚さt	該当	红種					

									新(名	♠和2年10月版)					
								規札							改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測》	定項目	個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)	測定	基:	準	測定簡所	摘要	PA/C-114
3 ±	2	6	15	1	路面切削工	厚	ð t	-7	-2	厚さは40m毎に3 基準高の差で算む	出する。		t t CC		
木工	般施	般舗				幅	W	-25		測定点は車道中その中心とする。					
土木工事共通	I	装工								延長40m未満の 施工箇所とする。			*		
通編										断面状況で、間隔 ことが出来る。	1、測点数	数を変える	現舗装 w		
										測定方法は自動ことが出来る。	横断測定	定法による			
				2	ᅉᄦᆊᆒᆍ					1.施工履歴デー	カた田」	1 <del>1 - 11</del> 37 113			諸基準類の
				2	路面切削工 (面管理の場		ð t	-17 (17)	-2	一. 施工履歴ナー 管理要領(案)(路 づき出来形管理	面切削	工編)に基			改定に伴う追加
					合) 標高較差ま たは厚さtの		標準較 差)	(面管理として 緩和)	(2)	プロスが管理 適用する。 2.計測は切削面			Ę		ЛП
					み	幅	w	-25		ての点で設計面高較差を算出する	との厚さ	tまたは標	<b>a</b>		
						798	**	-20					<b>1</b>		
										3.厚さtまたは標 高切削後の基準			現舗装w		
										る。4.幅は、延長40					
										のとし、延長40m 箇所/施工箇所	未満の				
										am · Boaram	-, -,				
			40		AF N+ +T +A 3					夕見与 4・50 / 4:		-			
			16		舗装打換え エ	路	幅w	-5	50	各層毎1ヶ所 / 1	他上固凡	Л	<b>★</b>		
						盤工	延長L	-1	00				w T		
						_	厚さt	該当	工種				<u>↓</u>		
						舗	幅 w	-2	25				L		
						設工	延長し	-1	00						
							厚さt	該当	工種						

							旧(令和元年10	月版)		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通	2 一 般	7 地 盤	9	1	固結工 (粉体噴射撹拌	基準高	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。	w yst	
工工	施工	盗改良工			工) (高圧噴射撹拌 工)	位置·間隔 w	D / 4以内	19月1に4年別た。		
共通		Ï			エ) (スラリー撹拌工) (生石灰パイル	杭 径 D	設計値以上		w	
編					T)	深 度 L	設計値以上	全本数	- U - U - U - U - U - U - U - U - U - U	
								L = 1 - 2 1は改良体先端深度	 C.L.	
								2は改良端天端深度	G.L.	
									1 7 1	
									1 L	
									<u>↓ ↓                                  </u>	
				2	固結工 (中層混合処理)	基準高	設計値以上	1,000m3~4,000m3につき1ヶ 所、又は施工延長40m(測点間		
						厚 さ t	設計値以上	隔25mの場合は50m) につき 1ヶ所、1,000m3以下、又は施		
								工延長40m(50m)井かのものは 1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度		
						幅 w	設計値以上	確認を出来形とする。		
						延 長 L	設計値以上	「施工履歴データを用いた出来 形管理要領(表層安定処理等 中層地盤改良工事編)(案)」に		
								よる管理の場合は、全体改良 範囲図を用いて、施工厚さt、		
								幅w。延長Lを確認(実測は不要)		
1	l						l			

							新(令和2年10月版)			75-CT TIM -
編	章	節	条	枝番		測定項目	規 格 値	測定基準	測定箇所摘	改定理由
3 土木工事共通	2 一般	7 地 盤	9	1	固結工 (粉体噴射撹拌 工)	基準高	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。	w kata	
Ī	施工	改			(高圧噴射撹拌	位置·間隔 w	D / 4以内	777110 1-1-7/3/20		
井通	_	良工			工) (スラリー撹拌工) (生石灰パイル	杭 径 D	設計値以上	A #L	w	
編					工)	深 度 L	設計値以上	全本数		
								L = , - 。 , は改良体先端深度 。は改良端天端深度	C.L.	
				2	固結工 (スラリー撹拌工)	基準高	0以上	杭芯位置管理表により基準高 を確認		諸基準類の改 定に伴う追加
					「施工履歴データ を用いた出来形 管理要領(固結工 (スラリー撹拌工) 編)(案)」による 管理の場合	位置	D / 8以内	全本数 施工履歴データから作成した 抗芯位置管理表により設計杭 応位置を施工した杭芯位置と の距離を確認(掘起しによる実 測確認は不要)	A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	
						杭 径 D	設計值以上	工事毎に1回 施工前の撹拌翼の寸法実測に より確認(掘起しによる実測確 認は不要)	C.L.	
						改良長 L	設計值以上	全本数 施工履歴データから作成した 杭打設結果表により確認(残 尺計測による確認は不要)		
									:	
				3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高	設計値以上	1,000m3~4,000m3につき1ヶ 所、又は施工延長40m(測点間 隔25mの場合は50m)につき	er e	
						厚 さ t	設計値以上	1ヶ所、1,000m3以下、又は施 工延長40m(50m)井かのものは 1施工箇所につき2ヶ所。	a.	
						幅 w	設計値以上	施工厚さは施工時の改良深度 確認を出来形とする。 「施工履歴データを用いた出来		
						延 長 L	設計値以上	ル L 履 歴 アータを用いて ロ 水 管理 要領	<u> </u>	

Ë	7   17   2				503編 上小」	-T.	/\~	世 利用 	日(令和元年10	月版)								
編	章	節	条	枝番			測	定項目	規格値	測	定	基準		測	定	箇	所	摘要
3 ±	2 般	12 工場	1	1	鋳造費(金属支承 工)	上下部	Ē	孔の直径差	+ 2 -0	製品全数	を測定	•						
土木工事	施工	製				用雞			ボスを基準 位置のずれ									
共通		作工				ボルト孔	中心		1以下									
編		共通				孔との	距離	センター	ボスを基準 位置のずれ									
						接合		> 1000mm	1.5以下									
						ア	孔の	100111111	+ 3 -1									
						・ンカー	直径		+ 4 -2									
						- ボルト用孔 (鋳放し )	孔	しの中心距離	JIS B 0403 CT13									
						ゼボン	ボ	くの直径	+ 0 -1									
						スター	ボ	ての高さ	+ 1 -0									
								喬軸及び 句の長さ寸法	JIS B 0403 CT13	製品全数								
						全移		300mm	± 2	2)ただ	きし、ソー	工も含む。  - ルプレー    振動 古の 1						
						動量		> 300mm	± /100	融画の橋 の長さ寸 適用する	法に対	橋軸直角だ してはCT1	3回 3を					
							上i 上i	下面加工仕 ブ	± 3									
						組立	`	H 300mm	± 3									
						高さH	造用 椎	Í H > 300mm 片 <b>講</b>	(H/200+3) 小数点以下 切り捨て									
								放し長さ寸法 1)、2)	JIS B 0403 CT14									
						普	鋳	放し肉厚寸法 1)	JIS B 0403 CT15									
						通寸	肖	削り加工寸法	JIS B 0405 粗級									
						法	Ħ	ガス切断寸法	JIS B 0417 B級									

					•	,			新(令和2年10月版)							沙宝珊山
編	章	節	条	枝番			〕定	項目	規 格 値		基準	測	定〔	箇 所	摘要	改定理由
3 土	2 一 般	12 工 場	1	1	鋳造費(金属支承 工)	市	孔	の直径差	+ 2 -0	製品全数を測定。 1)ガス切断寸流 る。						諸基準類の改定に伴う修正
土木工事共通	施工	製作				部綱ボ構		ボ: とし	スの突起を基準 た孔の位置ずれ	。 2)片面のみのi む。	削り加工も含					
共通		I				ル造ト物	中心	1000mm	1以下	3)ソールプレー の橋軸及び橋軸	直角方向の長					
編		共通				孔との	距離		スの突起を基準 た孔の位置ずれ	さ寸法に対しては するものとする。 4)全移動量分						
						接合		> 1000mm	1.5以下	4) 王参野量ガ 保されているのか 5)組立て後に	<b>^をする</b>					
						7	ドエリ	100mm	+ 3 -1							
						ン	孔ル加	> 100mm	+ 4 -2							
						カーパー用孔 (鋳放し)	孔の	中心距離 1	JIS B 0403-1995 CT13							
						セボン	ボ.	スの直径	+ 0 -1							
						スター	ボ	スの高さ	+ 1 -0							
						ボス	ボ	スの直径	+ 0 -1							
						5		スの高さ	+ 1 -0							
						直角方		及び <mark>橋軸</mark>  長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13							
						全移動		300mm	± 2							
						4 量		> 300mm 下面加工仕	± /100							
						組	主 i コ	1	± 3							
						立高	ニンクリー ト構	H 300mm	±3 (H/200+3) 小数点以下 切り捨て							
								なし長さ寸法 2)、 3)	JIS B 0403-1995 CT14							
						普	鋳放	(し肉厚寸法 <mark>2</mark> )	JIS B 0403-1995 CT15							
						通寸	削	)加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級							
						法	ガス	ス切断寸法	JIS B 0417 <mark>-1979</mark> B級							

	17712	ш			503網 工小工	· <del> /</del>	T X Z MIII	日(令和元年10	0月版)
編	章	節	条	枝番	工 種	;	則定項目	規格値	測定基準 測定箇所 摘引
3 土木工事共通	般	12工場製作工	1	2	鋳造費 (大型ゴム支承 工)	: 径長 D さ		0 ~ + 5 0 ~ + 1% 0 ~ + 15	製品全数を測定。 平面度:1個のゴム支承の厚さ (1)の最大相対誤差。
通編						厚さ	t 20mm	± 0.5 ± 2.5%	
						t	160 < t	± 4	D
							w,L,D 1000mm	1	
						平面度	1000mm < w,L,D	(w,L,D) / 1000	
				3	刃口金物製作工		刃 口 高 さ h(m)	± 2 h 0.5 ± 3 0.5 < h 1.0 ± 4 1.0 < h 2.0	図面の寸法表示箇所で測定。
				4	仮設材製作工		外周長 L(m)	± (10+L/10)	図面の寸法表示箇所で測定。
				4	IX 8X 전 중 I F L	部材	部 材 長 (m)	± 3 10 ± 4 >	

								新(令和2年10月版)				76 CT TM -L
編	草	節	条	枝番		浿	定 項 目	規 格 値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
tΗω	2	12工 場製	1	2	鋳造費 (大型ゴム支承	幅 W	w,L,D 500	0 ~ + 5	製品全数を測定。 平面度:1個のゴム支承の厚さ			諸基準類の改 定に伴う修正
土木工事共通編	般施工	作工 共通			工)	径長Dさ	500 < w,L,D 1,500mm	0 ~ + 1 %	(t)の最大相対誤差。	補強材		
共通	_					直	1500 < w,L,D	0 ~ +15				
編						厚	t 20mm	± 0.5		₩ <b>→</b>		
						à	20 < t 160	± 2.5%				
						t	160 < t	± 4				
							w , L , D 1000mm	1		-		
							1000mm < w,L,	(w,L,D) / 1000				
				3	刃口金物製作工	Ū	] 口 高 さ h(m)	± 2 h 0.5 ± 3 0.5 < h 1.0 ± 4 1.0 < h 2.0	図面の寸法表示箇所で測定。	h		
						5	ト周長 L(m)	± (10+L/10)				
	般	12工場大工	1	4	仮設材製作工	部材	部 材 長 (m)	±3 10 ±4 >10	図面の寸法表示箇所で測定。			

			- 4				<u> </u>	日(令和元年10	月版)		
編	章	節	条	枝番	工 種		測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通	2 一般施工	14法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場 吹付 法 枠 工)	法長	< 10m	-100	施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1ヶ所、 延長40m(又は50m)以下のも のは1施工箇所につき2ヶ所。		曲線部は 設計図書 による
通編						tx	10m	-200		a	
							幅 w	-30	枠延延長100mにつき1ヶ所、 枠延延長100m以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。	<u></u>	
							高 さ h	-30		h [ ]	
						1	枠中心間隔 a	± 100			
							延長し	-200	1施工箇所毎		
				2	法枠工 (プレキャスト法枠 工)	法長	< 10m	-100	施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1ヶ所、 延長40m(又は50m)以下のも のは1施工箇所につき2ヶ所。		
							10m	-200	がは、施工箇所にフさ2ヶ所。 1施工箇所毎		
			6		アンカーエ		延長し	-200	全数		
					, , , , _		削孔深さ	設計値以上		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
							配置誤差d	100			
						_ t	せん孔方向	± 2.5度			

								新(令和2年10月版)				
編	章	節	条	枝番		測	定項目	規 格 値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木工事共通	2 一般施工	14法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場 吹付法 枠 工)	法長	< 10m	-100	施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1ヶ所、 延長40m(又は50m)以下のも のは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を 1用いた出来形計測要領(案)」		曲線部は 設計図書 による	諸基準類の改定に伴う追加
<b>週編</b>						X.	10m	-200	用いた山木が前側を現(条)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	a		
						(	Na W	-30	枠延延長100mにつき1ヶ所、 枠延延長100m以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所 計測手法については、従来管理のほかに13次元計測技術を	 		
						7	高 さ h	-30	理のはかにうみん計画技術を 用いた出来形計測要(案)」 で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることが出 来る。	h		
						枠	中心間隔 a	± 100				
						3	Œ 長 L	-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに3次元計測技術を 用いた出来形計測要領(案)。 で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることが出 来る。			
				2	法枠工 (プレキャスト法枠 工)	法長	< 10m	-100	施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1ヶ所、 延長40m(又は50m)以下のも			
							10m	-200	のは1施工箇所につき2ヶ所。			
			_			3	延 長 L	-200	1施工箇所毎			
			6		アンカー工	肖	引孔 深さ	設計値以上	全数	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
						Ē	已置誤差d	100		*		
						ŧ	ん孔方向	± 2.5度				

# 土木工事施工管理基準 新旧対照表 出来形管理基準 第10編 道路編

					力10洲 足坑		旧(:	平成30年	10月版)								
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規	各値	測	定	基	準	測	定	筃	所	摘要
	4 橋梁	5 工場	10		支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注 1)	±	: 5	支承全数を B:支承中		(m)						
	上部	製作				可動支承の移動 可能量 注 2)		多動量 )以上	合は、水平			mm以下の場 eを1mm以下					
		工共				支承中心間隔	コンクリート 橋	鋼橋	とする。 なお、支承 場合を除く		己なり	に据付ける					
		通				(橋軸直角方向)	± 5	4 + 0.5 × (B-2)	測定する。 注2)可動支	逐承の過	遊間(L	支承上面で .a,Lb)を計測 セット量 を					
						下 沓 橋軸方向 度の	1.4	100	考慮して、	移動可	能量	が道路橋支 とすことを確					
						水 橋軸直角方 中 向	'/	100		€施する	3.	食査は、架設					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5	詳細は、追	!哈倫又	2.承使	見多炽。					
						可動支承の移動 量 注 3)	移動量	化に伴う 計算値 D以上									
					支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注 1)	±	: 5	支承全数を B:支承中 上部構造部	心間隔		ゴム支承面と					
						可動支承の移動 可能量 注 2)		多動量 )以上				くと台座モル うきが無いこ					
						十二十八明原	コンクリート 橋	鋼橋				mm以下の場 eを1mm以下					
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5	4 + 0.5 × (B-2)	なお、支承場合を除く			に据付ける 支承上面で					
						支承橋軸方向の			注2)可動さ し、支承据	付時に	オラ	.a,Lb)を計測 セット量 を が道路橋支					
						水 平 橋軸直角方 向	17	300	承便覧の規 認する。 注3)可動支	現格値 逐承移動	を満た	さすことを確 食査は、架設					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5	完了後に3 詳細は、道			覽参照。					
						可動支承の移動 量 注 3)	移動量	化に伴う 計算値 O以上									

L.,									新(	(令和2年	10月版)									改定理由
編	章	節	条	枝番	工 和	重	測	定項目	規札	各値	測	定基	準	測	定	筃	所	摘	要	以上理田
	4 鋼橋	5工場	10		支承工 (鋼製支承)		ł	居付け高さ 注1)	#	± 5	支承全数を測 B:支承中心									
	恒 上船	製作			(劉教又所)			助支承の移動 「能量 注2)		多動量 )以上	支承の平面 場合は、水平	面の高低	t差を1mm以							
		工共					₽	承中心間隔	コンクリート 橋	鋼橋	下とする。なる 据付ける場合	を除く。								
		通						軸直角方向)	±5	± (4 + 0.5 × (B - 2))	注1) 先固定 で測定する。 注2) 可動支	系の遊間	(La,Lb)を計							
							下沓	橋軸方向			測し、支承据を考慮して、表 を考慮して、表 支承便覧の表	多動可能	量が道路橋							
							度の 水 平	橋軸直角方 向	1/	100	確認する。 注3) 可動支: 架設完了後に	実施する	5.							
							同一	助支承の橋軸 5向のずれ -支承線上の 相対誤差		5	詳細は、道路	简又承认	更多炽。							
								可動支承の <mark>能確認</mark> 注3)	移動量	化に伴う 計算値 2以上										
					支承工 (ゴム支承)		ł	居付け高さ 注1)	±	± 5	支承全数を測 B:支承中心									
								助支承の移動 「能量 注2)		多動量 )以上	上部構造部構 の接触面及び タルとの接触	ゴム支え	承と台座モル							
							专	承中心間隔	コンクリート 橋	鋼橋	とを確認。 支承の平面 <sup>・</sup> 場合は、水平									
								軸直角方向)	±5	± (4 + 0.5 × (B - 2))	下とする。なる 据付ける場合 注1) 先固定	を除く。								
							支承の	橋軸方向	1/	300	で測定する。 注2) 可動支が 測し、支承据	系の遊間 付時のオ	(La,Lb)を計 フセット量							
							水平度	橋軸直角方 向			を考慮して、利力を表現の対象を表現である。	見格値を	満たすことを							
							同-	助支承の橋軸 5向のずれ -支承線上の 相対誤差		5	注3) 可動支 架設完了後に 詳細は、道路	実施する	5.							
								可動支承の <mark>能確認</mark> 注3)	移動量	化に伴う 計算値 2以上										

# 土木工事施工管理基準 新旧対照表 出来形管理基準 第10編 道路編

Ш,	/15/12		<u> </u>		书IU編 追始》	110		旧(平成30年	10月版)					
編	章	節	条	枝番		測定項	目	規 格 値	測 定	基準	測	定筐	所	摘要
10 道 路	6トン	5 覆	3		覆エコンクリート エ	基準高(拱	頂)	± 50	(1) 基準高、幅、i につき1ヶ所。 (2) 厚 さ	高さは、施工40m				
編	ネル	I				幅 w(全向	幅)	-50	(イ) コンクリート打 を1打設長の終点	「設前の巻立空間 点を図に示す各点 はコンクリート打設				
	(N A T					高さh(内)	去)	-50	口で測定。 (II) コンクリート打	「設後、覆エコンク 打設長の端面(施				
	-М					厚さ	t	設計値以上	工継手の位置)  す各点の巻厚測	において、図に示 定を行う。				
						延 長	L		の(1)は40mに1 100 mに1ヶ所の					
									のものについては り2ヶ所以上の材 を行う。ただし、以適用にお ・良好にはは地山にお ・見がりしたの部分 なお、で で を を を を を で で で で の の の る 分 の で の る 分 の を の る 分 の を の る 分 の る 分 の の る 分 の る の る の る の る の る	Sita岩又は吹付 分的な突出で、設 D1以下のもの。 東しているものに る覆工厚不足で、認 にには安定がで認安 造的に覆工の安	h (2)3	(3)	(5) S.L.	
			5		床版コンクリート 工	幅	w	-50	合は50m) につき	点間隔25mの場 :1ヶ所、延長40m のものは1施工箇				
						厚さ	t	-30	所につき2ヶ所。	0 % IO . NO TE				

								新(令和2年	10月版)							
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項	目	規格値	測定基準	測	定	筃	所	摘	要	改定理由
10 道 路	6トン	5 覆	3		覆エコンクリート 工	基準高(拱	<b>J</b> 頁)	± 50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40m につき1ヶ所。 (2) 厚 さ							諸基準類 の改定に 伴う追加
編	ネル	I				幅 w(全向	幅)	-50	(イ) コンクリート打設前の巻立空間 を1打設長の終点を図に示す各点 で測定。中間部はコンクリート打設							
	(N A T					高さh(内)	法)	-50	ロで測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆エコンク リートについて1打設長の端面(施							
	M )					厚き	t	設計値以上	工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (A) 検測孔による巻厚の測定は図							
						延長	L		の(1)は40mに1ヶ所、(2)~(3)は 100mに1ヶ所の割合で行う。							
									なお、トンネル延長が100m以下 のものについては、1トンネル当た り2ヶ所以上の検測孔による測定	Æ	Œ	2017	[コンクリー			
									を行う。 ただし、以下の場合には、左記の 規格値は適用除外とする。	h (2	(1)	(3)				
									・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。			7 (7	5) S.L.			
									なお、変形が収束しているものに 限る。		i	$\rightarrow$				
									・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認 されかつ別途構造的に覆工の安		w					
									全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの 突出。							
									計測手法については、従来管理の ほかに「3次元計測技術を用いた							
									出来形計測要領(案)」で規定する 出来形計測性能を有する機器を用 いることが出来る。							
			5		床版コンクリート 工	幅	w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇							
						厚さ	t	-30	所につき2ヶ所。							

# 土木工事施工管理基準 新旧対照表 出来形管理基準 第10編 道路編

	Z \/ .	<u> </u>			<del>第10</del> 編		H 1/4(m)		旧(令和元年1	0月版)										
		1	_	枝	_	ļ			格 値											
編	章	節	条	枝番	I		測定項目	個々の測 定値(X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )	測		基	準	ì	則	定(	箇 所		摘	要
10道路	14 道 路	4 舗 装	5		切削オー レイエ	ハー	厚さ t (切削)	-7	- 2	厚さは40 切削後の 後の基準	基準	高の差	」「切削			cĻ				
編	路維持	装工					厚さ t (オーバーレ イ)		-9	の基準高 測定点に 及びその	高の差」 は車道で か中心と	で算し 中心線 :する。	出する。 、車道端	# ]	- 1687		-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\	<u></u>		
							幅 w		- 25	幅は、延 割とし、到 は、2ヶ月	延長80	m未清	前の場合	ļ	-	現績装	w	,		
							延長 L		- 100	断面状況変えるこ	?で、間	隔、測	点数を				ては、平 ることか			
							平坦性		3mプロフィルメー ター( )2.4mm 以下 直読式(足付 き) ( )1.75mm以 下											
			7		路上再生		路盤工型を		-30 -50 -100	で測定。	厚さは	、各耳 及び中	ヶ所の割 車線200m 1央の3点	***************************************	- 759	リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-			

								新(令和2年10	月版)								
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		格値 測定値の平均 (X)	測	定	基準	測	定	箇	所	摘要	改定理由
10 道 路	道路	4 舗 装	5	1	切削オーバー レイエ	厚さ t (切削)	-7	- 2	切削後の	基準高の	現舗装高と D差」「切削 - バーレイ後		c	Ļ			
編	維持	Ī				厚さ t (オーハ'ーレ イ)		-9	の基準高 測定点は 及びその	の差」で 車道中/i 中心とす	算出する。 心線、車道端 <sup>-</sup> る。	t	67	ļ	787-		
						幅 w		- 25	割とし、延	長80m	ドに1ヶ所の 未満の場合 箇所とする。	k-		· i装 w			
						延長 L		- 100		で、間隔	、測点数を				t、平坦性 とが出来		
						平坦性		3mプロフィルメー タ- ( )2.4mm以 下 直読式(足付 き) ( )1.75mm以 下									
			5	2	切削オーバー レイエ(面管理 の場合) 厚さ t または 標高較差(切削)のみ	厚さ t (標高較 差) (切削)	-17 (17) (面管理と して緩和)	- 2 (2)	来形管理 工編)に基 実施する <sup>1</sup> 2.計測は	要領(案 でき出 場合に通 切削面	タを用いた出 (路面切削 来形管理を 動用する。 の全面とし、 (力との厚さ)			cĻ			諸基準 類の改 定に伴う 追加
						厚さ t (オーバーレ イ)		-9	または標準する。設計	高較差(  密度は	切削)を算出 1点/m2(平 ))以上とす	t*	/N/	舗装 w	- 1877 -		
						幅 w		- 25	3.厚さtま削)は、現 基準高と(4.厚さ(ス	舗装高の か差で算 トーバー	レイ) は40m	維持工事の項目を	事におし	ハては	t、平坦性 とが出来		
						延長 L	-	- 100	バーレイ役 算出する。 測定点は	後の基準 車道中/	準高とオー 『高の差』で 心線、車道端	<b>వ</b> ,					
						平坦性		3mプロフィルメー ター ( )2.4mm以 下 直読式(足付 き) ( )1.75mm以 下	の割とし、 合は、2ヶ る。	延長80r 延長80i 所 / 施] で、間隔	m毎に1ヶ所 m未満の場 工箇所とす 弘測点数を						
			7		路上再生工	厚さ t		-30	で測定。原毎に左右	厚さは、 両端及で	に1ヶ所の割 各車線200m び中央の3点	ı	ı	IC			
						盤w		-50	を掘り起こ	. して測え	E.	¥ 7/	8/		187		
						工延長し		-100					現論	i装 w	$\longrightarrow$		

## 土木工事施工管理基準 新旧対照表 品質管理基準1

旧(令和元年10月版)

工種	種別 試験	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工 種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘 要	試験成績表 等による確認	改定理由
4 下層路盤	材必	修正でも可試験	5	鉄鋼ステグは様にCRR30%以上) アスアルドンソリー等生物材を含む両生 アラッシャンを用いる場合で、上面路艦 裏面の音計様が40cmより小さい場合は 30%以上とする。	・中規模以上の工事・施工前、材料変更時・小規模 以下の工事・施工前	ての管理が可能な工事をいい、舗装施工面積 が10,000㎡ある1は使用する基準及び存储 用混合物の制使用量が20,000以上の場合が 小規模工事能質量を展生を開催に反映で さる規模の工事をいい、同一工種の施工が数 使用する基準及び存储用温がかに該当す を加工面積で1,000㎡以上1,000㎡以業 使用する基準及び存储用混合性の総使用 関が500以上3,000未満(コンツリートでは400 によし、ドに除当3からとする。 1,7スファルト舗接、同一配合の合材が1001 以上、1000㎡以上1,000㎡以上1,000㎡以 におしまり、下に除当3からとする。 1,7スファルト舗接、同一配合の合材が1001 以上の地 は、1000㎡以上が は、1000㎡以上が では、1000㎡以上が は、1000㎡以上が は、1000㎡以上が では、1000㎡以上が は、1000㎡に は、1	4下層路盤	必須		66	複数複整・機正CBR20%以上にクラッシャラン 機関スラウは地でDR30%以上 アスアルトコンクリー・同主告替性含む同生 フッシャランを用しる場合に、自動整数、差 意、表面の合計層が40cmよりからい場合は 20%以上とする。	以下の工事:を	<b>电工的</b>	での質量が可能な工事をいい、結核被工程 が10,000mあらいは使用する基準と以業 が出来がありま使用量か、2000以上の場合が が出来がありま使用量か、2000以上の場合が とも可能の工事をいい、同一工程の施工が当 を施力である。以下のいずれいののが未満 を用する基準と収集用産品を物の総例用 関が500以上500の未満(コンケリートでは40 が以上1,000で表別。そのについてもの規 は、100では、10		· 國國學館の改定に行う榜立
		新興スラグの水道監領性試験	類投調查·試験法便覧 [4]-	1.5%以下	- 中境機以上の工事:施工前、材料変更時・小規模 以下の工事: 施工前	(S) クラッシャラン鉄鋼スタゲに適用する、中央税収上の工事とは、管理製度推制に上ての管理が可能な工事をLU、舗接接面面積 円温会物の総使用量が3000円以上の場合が 1000円は、300円以上の場合が 100円は、100円に、100円		鉄性	鋼スラグの水漫影後 試験	議役調査·試験法便覧 [4]- 80	- 15%UT	・中規模以上に以下の工事: 2	万 <u>工事,施工</u> 前,材料变更時,小椒核 商工的	に3・アラットランダ展入フアに勝用する。 ・中規模以上の工事をは、管理設定指加上上 での電面が可能な工事をは、は一般を設定して 用用品質の超級円置が3000以上の場合が 用用品質の超級円置が3000以上の場合が が3000以上の場合が が3000以上の場合が をも規模の工事をはい、同一工種の風工学を をも規模の工事をはい、同一工種の風工学を もも成めて工事をはい、同一工程の風工学を もも成めて工事をはい、同一工程の風工学を は工事様では、中の「学力」にいるのは実施 直工事様では、中の「学力」にいるのは実施 直工事様では、1000に対し、1000のは実施 直工事様では、1000に対し、1000に対策 直工事様では、1000に対策を 直工事様では、1000に対策を 直工事様では、1000に対策を 直工事様では、1000に対策を 直工事様では、1000に対策を 直工事様では、1000に対策を 直工事様では、1000に対策を 直工事様では、1000に対策を 1000に対策を	N.	諸基季類の改定に伴う傳正
	施必須		195砂重焼法(JIS A 214) 砂重換法に最大物径が Samm以下の場合のみ適用 できる。		勝國の度は、個々の測定値が最大を操使度の 23%以上を満足するものとし、かつ平均能について、 ド下高度とするものとし、かつ平均能について、 に、下高度とするものというである。 第40%のでは、また、100の測定値が現場を 電を指えてものとするが、25%をは、100のの形成をが明結を を満足するものとするが、25%を持ちが現結をとはずれた。 指値に、またに30mgではのでする場合には、1000のでは、 指値に対していればよれる場合は、1000のでは、 下を10かとし、10かまたり10回(10)に可能と する。 (例)3001-01000㎡(10回(1000㎡以上の場合 たいののでは、1000㎡(10回)は、一方である。 第40%のでは、1000㎡(10回)は、一方である。 第40%のでは、1000㎡(10回)は、一方である。 第40%のでは、1000㎡(10回)は、一方である。 第40%のでは、1000㎡(10回)は、1000㎡(		施工	須		256秒量換法(JIS A 1214) 砂重換法は最大較径が 55mm以下の場合のみ選手 できる。		93%以上を設 以下をあります。 ・線国が選択は、 ・線国が高度は、 ・線国が高度は、 ・線国が高度は、 ・場面が高度に ・場面が ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、	る5のと学生。 10月の変態で、10月の実施を 10月の変態で、10月の変態を 11月の測定値の平均線257時終値 13月の測定値の平均線257時終値 13月の測定値の平均線257時終値 13月の測定値の平均線257時終値 13月の間では10月で測定する。 10月の前か10月で測定する。 10月の前か10月で測定する。 10月の前か10月で測定する。 10月の前か10月で測定する。 10月の前か10月で測定する。 10月の前か10月で測定する。 10月の前か10月で加速です。 10月の前か10月で加速でする。 10月の前か10月で加速でする。 10月の前か10月で加速でする。 10月の前か10月で加速でする。 10月で加速でする。 11月に20日の前の10月で加速でする。 11月に20日の前か10月で加速でする。 11月に20日の前が10日に20日の前が10日に20日の前が	瓣裝設計施工器等(平成18年2月) 舗裝施工便數(平成18年2月)		諸基學類の改定に伴う修正
		ブルーフローリング	舗裝調査·試験法便覧 [4]- 210		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機 械に同等以上の線固効果を持つローラやト ラック等を用いるものとする。 【参考】 繊枝施工便覧(平成18年2月)		71	ルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]・ 288		·全幅、全区間	で実施する。	- 荷重車については、施工時に用いた転圧機 機と同等以上の帰園効果を持つローラやト ラック等を用いるものとする。 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)		諸基準類の改定に伴う修正
5 上層路盤	材松須	传证CBR試験	舗契調查·試験法便覧 [4]-	機正で8 R80%以上アスファルトコンクリート再 生骨材含む場合90%以上40 で行った場合 80%以上		中脱模以上の工事とは、管理図を指いた上 での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積 が10,000㎡あるいは使用する基準及び表揮 用混合物の必使用量が20,000以上の場合が ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映で ・おりましましましましましましましましましましましましましましましましましましまし	F	必須	正亡日末試験	铺夜调查·試練法便覧 [4] 68	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	·中規模以上C	D工事:施工前、材料変更時 D工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理認を指いた「 の管理が可能な工事といい。舗装施工部が が10,000㎡あるいは使用するを基度以代表 用品金物の地理量が3,000以上の場合が ・小規模工事は管理規算を出い第一工程の協工が もの現在が、 もの現在が を規模の工事といい第一工程の協工が は、日本のでは、以下のいずれかに該当 ものでは、 を表現を引きる場合といる場合とは 使用する基層とが表現用記物の地理用 関が500以上2,000㎡未満 がリストラインを制力をものとする 様工事として取り剥うちのとする は、上のいまままままままままままままままままままままままままままままままままままま		諸基學類の改定に伴う修正

新(令和2年10月版)

品質管理	- 基準1		旧(令和元年10	月版)						新(令和2年	10月版)			
工 種別	式験 元公 試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工 種別	別以以	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表 等による確認	改定理由
	が が が が が が が が が が が が が	蘇黎調查·試験法便覧 [4]-	楼正CBR 80%以上	・中原模以上の工事:施工前、材料変更時・小原料 以下の工事:施工前	・ 地名地区調整系第2プグリ小MS: 水硬性和 延期整発網2グに温削する。 ・中規模以上の工事とは、智程図を指い広上 ・中の管理が可能を工事をいは、日本国をは ・ 1000円の一部とは「は使用する基層及び実際 ・ 100円の一部とは「は使用する基層及び実際 ・ 100円の一部といい。同一工程の推定が ・ 100円の一部といい。同一工程の正が数 をも現様の工業をいい。同一工程の正が数 を対する場合で、以下のいずれかに高当 ・ 200円の一部といい。同一工程のでは、 使用する基層及び表開用混合物の総使用 が、2000円は、上ののの一体 が、2000円は、2000円は、2000円は、 ・ 100円に、2000円は、2000円は、 ・ 100円に、2000円は、 ・ 100円に、 ・ 100円に、2000円に、 ・ 100円に、2000円に、 ・ 100円に、 ・ 100円に、 ・ 100円に、 ・ 100円に、 ・ 100円に、 ・ 100円に、 ・		位力が証	振舞スラグの修正CBR 法験	舗装調査・試験法便覧 (4)- 05	物正C8R80%以上	- 中接側以上の工事・施工前、材料変更時・小規模 以下の工事・施工前	MC知底調整終期スラグ及びMMS、水硬柱和 直測整終期入力に適用する。 中地規切上の工事とは、管理設定接加、企工 の管理が可能な工事をいい、同一場に高物の途径工事をいい、 特に高物の途径工事をいい、同一程の場合が ・小規程工事は管理結果を施工管理に反映で ・小規程工事は管理結果を施工管理に反映で ・の場合が、のいずれかに第13 被工面模で1000円は、上1000円は、 被工面模で1000円は、上1000円は、 被工面模で1000円は、上1000円は、 が10人に、1000円は、 が10人に、1000円は、 対し、1000円は、 1000円は、		諸基準調の改定に伴う修正
5 材料路盤	必 鉄鎖スラグの星色判定 須	JISA 5015輪袋調査・試験 法使覧 [4]-10	至色なし	- 中現機以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	MS:前面調整結構スラグ及U-NUS、水硬性粒 厚端整結構スラグに適時する。 中規模以上の工量とは 管理図を指いた上 での管理が可能な工事を11、議段施工面積 所10,000㎡ある11、世界中する施及び表面 用総合物の総使用量が3,000で以上の場合が 用総合物の総使用量が3,000で以上の場合が 1,000では、以下のいずかに接当 をも成れて事を11、同一工程の施工が数 1,000で以上1,000で以上10,000では 連貫する極度が収集を用途を10を 使用する極度が収集を11、10では 10、以下に該当するものについても小規 模工事とと配数の2、機関につり、1でも小規 模工事とと配数の2、機関につり、1でも小規 模工事とと配数の2、機関につり、1でも小規 模工事とと配数の3を10。 10、17、2、7、7、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11	上層料盤		技調スラグの量色判定 試験	JISA 5015議發調查·試験 法使覧 (4)-73	至色ない	- 中規模以上の工事・施工館、材料変更時 ・小規模以下の工事・施工館	AG 和度調整技術スラグ及びAMS、水体性粒 度調整技術スラグに関する。 ・中規模以上の工事とは 管理図を指いた上 での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積 所が10,000mはあ、1は使用する基面及び表標 用混合物の結修用量が3,000で以上の場合が 、小規模工事能では、以下のはずれが設計するものを使用 直接体する場合で、以下のはずれが設計するものを使用 使用する基準及び基準は、10,100mでは、1		諸基準疑の改定に伴う修正
	鉄網スラグの水浸膨張 性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]- 16	1.5%以下		(参考) 請收施工便覧(平成18年2月)		節性	振興スラグの水漫勝張 社試験	舗袋調査・試験法便覧 [4]- 80	1.5%以下		【参考】 麟炎施工便覧 (平成18年2月)		議基準額の改定に伴う修正
	鉄鋼スラグの一軸圧縮 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]- 12	12MPaU_E(14日)	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時・小規模以下の工事: 施工前	・HMS: 水硬性物度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事には、管理図を排1.1 施技施工面積が1000mm3を11度が19では、管理図を排1.1 施技施工面積が1000mm3と、11度が19では、11度が1		<b>新</b> 註	が が が が が が が が が が の ・ の の の の の の の の	鋪袋調查·試験法便覧 [4]- 75	12MPaU_E(14E)	- 中規模以上の工事・施工的、材料変更時 - 小規模以下の工事・施工的	・HMS: 水硬性程度調整終銅スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を排削た上での管理が可能な工事を111、維持施工の成分では12世界する基準のである。  ・ 中規模以上の工事とは、管理図を排削た上での管理が可能な工事を111、同一工程の施工が多い規模工事を111、同一工程の施工が多さら規模の工事を111、同一工程の施工があるものに、以下の11年から設計するものに、以下の11年から設計するものに、以下の11年の2000年末期が上が、11年の2000年末期に対して1000年末期に対しまり、11年の2011年末日本では11年末日本のでは11年末日本では11年末日本では11年末日本では11年末日本では11年末日本では11年末日本のは11年末日本のは11年末日本のは11年末日本のは11年末日本の11年末日本のは11年末年末日本のは11年末年末年末年末年末年末年末年末年末年末年末年末年末年末年末年末年末年末年		諸基準類の改定に伴う修正

h	質管:	里基4	毕1		旧(令和元年10	月版)						新(令和2年	三10月版)			
-	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	I	種別 試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表 等による確認	改定理由
		100	続観えラグの単位容積 質量試験	議談調查 試験法優覧 [2]-	1.50kg / U.L	- 中規則以上の工事・施工机、材料変更時 ・小規模以下の工事・施工前	MS和度期軽減3月7万以14MS、水硬性和 度調整減3月27分に満用する。 中別規以上の工事とは、度理図を指いた上 での管理が7時2年である場及び表面 用記含物の地位工事といい、機能加工制 所記含物の地位工事といい、他のでは合か 部当する。 第14年の ・ 14年のでは、第14年のでは、14年のでは、14年のでは ・ 14年のでは、1	12		鉄鍋スラグの単位容材 質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]- 131	1.50kg / BLE	中規模以上の工事・施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事・施工前	MS-知度避難発興スタブなび4MS、永健社 認識整論スクケに適用する。 中時規以上の工事とは、管理図を指いた上 での管理が可能な工事を11、総接施工商が 1000の何ある1は使用する基度及び表面 開出会替物と使用度が3000円との場合が 5000円である11は使用する基度が表面 のも500円である11は同じたりでは を1000円である11は同じたりでは を1000円である100円である。 施工原程で1000円以上1000円未満 使用する基度とび表開用は他の虚化が 使用する基度とび表開用は他の虚化が を1000円にある100円未満 はである100円にある100円未満 はである100円にある100円では はである100円にある100円を はである100円にある100円を はである100円にある100円を はである100円にある100円を はである100円にある100円にある100円に はである100円にある100円に を100円にある100円に は、100円にある100円に は、1		諸基學類の改定に伴う修正
		必須	現場密度の測定	藝校調査・試験法便覧(4) 186秒開業所法(JIS A 12(4) 砂重換法は、最大報位が Samm以下の場合のみ適用 できる。	最大影響態度の33%以上X10 95%以上X6 95.5%以上X3 96.5%以上	接続の度は、個々の測定値が最大影像態度の 033以上を測定するのとなったのとす。 19個の度は、10回の測定の平均線についてを測定するのとす。 19個の度は、10回の測定の平均線の10分類を 19個の度は、10回の測定の平均線の3分類が 19個の関係をしているが対象が 19個の関係をしているが対象が 11工事券を19回の千を起こる場合は、10,000㎡以 下を1日カナビ、1日ナト版で10回に10月に7割定 10回のでは10回が表現の10回に10回に10月に7割定 10回のでは10回回線は10回に10日に10日に10日に10日に10日に10回に10日に10回に10日に10日に10日に10日に10日に10日に10日に10日に10日に10日	·蘇癸施工便製(平成16年2月) 蘇癸設計施工指針(平成16年2月)		施必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便度(4)- 256秒重換法にJIS A 12(4) 砂重換法に基大型位が S3mm以下の場合のみ適用 できる。		・勝國の屋は、個々の測定値が最大乾燥密度 93%以上を満足するものとし、かつ平均値につい 以下を満足するものとする。 マーラッタ、いのが ・勝國の度は、10月、の際電池というのでは を表現されるこのの電池のでは一切である。 を満足されるというの家と他のでは 特温は、または、2000年にのでは ・1工事系というのでは、2000年にのは、1000年には では、1000年にの日本のでは では、1000年にの日本のでは では、1000年にの日本のでは では、1000年にの日本のでは では、1000年にの日本のでは では、1000年にの日本のでは では、1000年にの日本のでは では、1000年にの日本のでは では、1000年にの日本のでは では、1000年にの日本のでは では、1000年にの日本のでは では、1000年にの日本のでは では、1000年にの日本のでは では、1000年にの日本のでは では、1000年にの日本のでは では、1000年にの日本のでは では、1000年にの日本のでは では、1000年にの日本のでは、1000年に では、1000年にの日本のでは では、1000年にの日本のでは、1000年に では、1000年にの日本のでは、1000年に では、1000年にの日本のでは、1000年に では、100	議委談計施工指針(平成18年2月) 格 作時 値 た プリ (以 場		諸基準辯の改定に伴う修正
				補裝調查·試験法便覧 [2]- 14 補裝調查·試験法便覧 [2]- 14		・中規模以上の工事:定期的または総時(1回-2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を指いた上 ての管理が可能な工事をいい、結核施工的様 が10,000㎡あるとは使用する最高及び表面 用混合物の結使用量が3,000に以上の場合が 該当する。 (参考) 結核施工使覧(平成18年2月)				舗裝調查·試験法便覧 [2]- 16 舗裝調查·試験法便覧 [2]- 16		・中原機以上の工事・定期的または発時(1回・回/日)	2 ・中規模以上の工事とは、管理図を指いた上 ての管理が可能な工事といい。積減施工期 が10000mlあらいは使用の基度と収入機 用混合物の総使用量が3,000以上の場合が 減当する。 【参考】 舗検施工便覧(平成16年2月)		諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正
1	料	必須	一軸圧縮試験	舗被調查·試験法便覧 [4]-	下層路線: 一幅圧階線さ(7日間)0.96MPa 上層路線 (表)、2.0MPa(セメントコンクリート縁装)、 2.0MPa(セメントコンクリート縁装)、	・中級機以上の工事:施工前、材料変更時・小規模以下の工事:施工前	安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、高速図を指いた上・中規模以上の工事とは、高速図を指いたしての自動がの意じ工事を持ちる。 ・中規模は、1年8年、5年度は、1年8年、5年度は、1年8年、5年度は、1年8年、5年度は、1年度は、1年度は、1年度は、1年度は、1年度は、1年度は、1年度は、1	7セメント安定処理路盤	材必須料須	一軸圧縮試験	舗設調查·試験法便覧 [4]- 102	下層路盤: 一機正線微さ[7日間]0.96MPa 上層部 開始機会[7日間]2.9MPa(アスファルト舗 表)、2.0MPa(セメントコンクリート舗装]。	・中接機以上の工事: 施工前, 材料変更時・小規模以下の工事: 施工前	・安定処理材に適用する。 ・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理等を指加工部 ・中規模以上の工事とは、管理等を設工部 が 1000のであるいは使用する基面との場合が 該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理上反映 さる。税機の工事をは、同一工程の施工が多 もの影はから、以下のいずれかに該当 をの影はから、は、「のいずれかに該当 をの影はから、は、「のいずれかに該当 をの影は、「のいでは、」のいでは、「のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」のいでは、「のいでは、」の		諸基學類の改定に伴う修正

## 土木工事施工管理基準 新旧対照表 品質管理基準1

旧(令和元年10月版)

			旧(令和元年1	0月版)					新(令和2年	10月版)			改定理由
工 種別	対験 区分 試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工 種別	試験 試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	以上压田
	何村の修正GRAI競	語級調查·試験法便覧 [4]-	7 風路盤 19%以上 上階路盤 29%以上	中規模以上の工事:施工前 材料変更時 小規模以下の工事:施工前	中規模以上の工事には 智理談を開いた上 での管理が可能と工事をいい、機能が が1000のmia るいは使用すると暴虐及状表質 用品金物の地域理算が3000以上の場合が ・小規模工事は管理経典を配工管理に反映する ・の表現の工事といい。同一工程のに対すれた送当 ・の表現の工事といい。同一工程ののがは、1000のでは、 使用する基層など表現用記者物の機能が 使用する基層など表現用記者物の機能が が以上したのが未満り がによって取り換えるのとする。 リンスファルトが最終 同一配合の合材が100 以上のもの 植材を上で整く平成16年2月)		育材の機正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]- 68	下層路盤: 10%以上 上層路盤: 20%以上		・中規模以上の工事とは、管理原を指いた上 での管理が可能と工事を11、は締結が が10,000m1ある11は使用する金層及び表現 用土物物の能力を10,000にしつ切合が ・小規模工事は管理結果を81工管理に反映で もる規模の工事を10,000に以上の一工程の心がは が10,000に対象が が10,000に対象が 使用する金層及び延期用起始物の能費用 が10,000に表現のプレートでは40 所以上10,000に表別プレートでは40 所以上10,000に表別プレートでは40 所以上10,000に表別プレートでは40 所以上10,000に表別プレートでは40 ドアスファルト研製、同一配合の合材が1001 以上0,000 「は多数で発展用起来を10,000に対象が は数型で変数を10,000に対象が は数型である10,000に対象が は数型である10,000に対象が は数型である10,000に対象が は数型である10,000に対象が は数型である10,000に対象が は数型である10,000に対象が は数型である10,000に対象が は数型である10,000に対象が は数型である10,000に対象が は数型である10,000に対象を10,0		諸基學類の改定に伴う機正
	士の液性関系・塑性関 発試験	JIS A 1205舗装調査・試験 法便覧 [4]-103	下層路線 型性指数件:9以下 上離路線 型性指数件:9以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた での管理が可能な工事といい。結構施工部 が10,000㎡あるいは使用するを基度が収売 用品金物の地理量が3,000以上の場合が ・小規模工事は管理経典を配工管理に反映 をお規模の工事といい。同一工程の上で をお規模の工事といい。同一で をものをは3。 使用する基層なが表現出去物の地理用 整が500以上2,000㎡未満 で用する基層なが表現出去物の地理用 整が500以上2,000㎡未満 に下して可い第分ものとする。 17,7277トト舗装・同一配合の合材が100 以上の作業 が表現れる場合が100㎡ (参考) 編装施工使覧(平成18年2月)		土の液性限界・型性限界試験	JIS A 1205舗装調査・試験 法便覧 [4]-167	下層路線 塑性指数P1:9以下 上層路線 型性指数P1:3以下	・中規模以上の工事・施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事・施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を指いた上での管理が可能な工事をいい、解談施工面構が1000mあるとは受用すると構造が表現を対象を開からの収入の場合が、1分類工事は管理結果を指工管理に反映できる規模の工事といい。同一工程のの形式といい。日本版がる場合で、以下のいずれかに該当をものをはう。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		諸基準疑の改定に伴う修正
	現場密度の測定	議議議会 計算法管覧 (以 5 人 2 に 4 ) は 1 が 3 を 4 に 4 に 4 ) は 1 が 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5	95.5%以上X3 96.5%以上 歩道箇所:」 又は #B計図書による。	上25 無限の責任。何マの測定者が最大発達度度 20 年以上を発足する中のとし、かつ平均億につい 20 年以上を測足するものとすった。かつ平均億につい 7 年間とである。10 年間の単分線2が対域性 値を満足するものとする。また、10回の測定値がすった。14両点21回の測定値の平均線2が対域性 を満足するものとするが、25が規模をは19 年間 7 年間からしていませまし、10回の間に値がである。 14回を選上でいませまし、11日本の10回(7日)で割まった。 17 年間からし、11日本あり間(7日)で割まった。 18 3001 - 1000の㎡ 10回 (7日)で割まった。 18 3001 - 1000の㎡ 10回 (7日)で割まった。 18 3001 - 1000の㎡ 10回 (7日)で記される。 18 3001 - 1000の㎡ 10回 (7日)で記される。 18 3001 - 1000の㎡ 10回 (7日)で記される。 18 3001 - 1000の㎡ 10回 (7日)で記述したの様 (7日) 1000の㎡ 10日 中国に回じ、設定部所がからに ことから記述すること、例えば1200のの場合 にのの㎡ 10日 7年に回じ、日本で記述を表示。 11 事あたり3回(3月)以上で測定する。	舗装設計施工排針(平成18年2月) 舗設施工便覧(平成18年2月) 号		現場密度の測定	議談議会 試験法療覧 (1) 8 大 (214) 京が登園がよい (3 大 (214) 砂雪地系は、最大飲役が Samm以下の場合のみ適用 できる。		■協助及は、最小の形態を見が最大致感を認め、 の知した事業できるのと、かつ平均値につけて 切り下を課足するものとする。 ・別国の数は、100~の源定値の平均線X10が規格値 値を設足するものとする。また、101~の源定値の平均線X10が規格値 を設定するものとするが、X37規格値をしずれた を設定するものとするが、X37規格値をしずれた ・選及するものとするが、X37規格値をしずれた ・選及するものとするが、X37規格値をしずれた ・選及するものとするが、X37規格値をしずれた ・選及するものとである。 ・11工事あたり3300m1を提える場合は、10000m1以上の を10000m1を101・週上の、設定制度が10 を10000m1で101・週上の、20 ・10000m1で101・週上の ・10000m1で101・週上の ・10000m1で101・週上の ・10000m1で101・回転でする。 ・2000m1、101・単位にの、合社の形、のあ、1 工 事本と19300m1のでの場合は ・11工事あたり3.7以上で測定する。			諸基學類の改定に伴う修正
	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]- 213,[4]-218	±12%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき(1-2回) 日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上 ての管理が可能な工事をいい、結核地工店前が10000mあるいは使用する金属及び役職 用混合物の総使用量が3,000以上の場合が 該当する。 (参考) 舗検施工便覧(平成18年2月)		セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]- 293.[4]-297	±1.2%以内	- 中規模以上の工事: 異常が認められたとき(1-2 図 / 日)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		諸基準類の改定に伴う修正
	粗骨材の形状試験	舗装調査·試験法便覧 [2]- 45	細長、あるいは偏平な石片:10%以下				租骨材の形状試験	舗装調査·試験法便覧 [2]- 51	網長、あるいは偏平な石片:10%以下				諸基準類の改定に伴う修正
		舗装調査·試験法便覧 [2]- 85						舗装調査·試験法便覧 [2]- 83					諸基準類の改定に伴う修正
	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]- 59	3%以下				フィラーの水漫膨張試 験	舗装調査·試験法便覧 [2]- 74	3%以下				諸基準類の改定に伴う修正
	フィラーの剥離抵抗性 試験	舗装調査・試験法便覧 [2]- 61	1/46/F				フィラーの剥離抵抗性 試験	舗英調査・試験法便覧 [2]-78	1/4UF				諸基準類の改定に伴う修正

新(令和2年10月版)

FF	**	тα	#	440	

品質	管理基	.準1		旧(令和元年10,	日帳)						新(令和2年	于10日始)			
工料	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	(1) NX ) 試験基準	摘要	I	種別区	験 試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表 等による確認	改定理由
8 アスファルト	材 そ	製鋼スラグの水浸膨張 性試験	舗装調査·試験法便覧 [2]- 77	- 水浸膨張比: 2.0%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上 での管理が可能な工事をいい、舗検施工面積 が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層 用混合物の総使用重が3,000以上の場合が 該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映で さる規模の工事をいい、同一工程の施工が数	8 ア ス フ ア ル	材 そ	<ul><li>製鋼スラグの水浸膨張</li><li>性試験</li></ul>	舗装調査·試験法便覧 [2]- 94	水浸膨張比: 2.0%以下	・中規模以上の工事・施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事・施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上 での管理が可能な工事をいい、結終施工面料 が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000以上の場合が 該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映で きる規模の工事をいい、同一工種の施工が多	ā c	諸基準類の改定に伴う修正
舗装		高温動粘度試験	舗装調査·試験法便覧 [2]- 180	- 舗装施行便覧参照 ・セミブローンアスファルト: 表3.3.4	_	口道往すて担心力、川下の、ずれかに放出す	持続		高温動粘度試験	舗装調査·試験法便覧 [2]- 212	舗装施行便覧参照 ・セミブローンアスファルト: 表3.3.4	_	□選続ナナ扱ムガール 〒の1994年に対象	-	諸基準類の改定に伴う修正
		60 粘度試験	舗裝調査·試験法便覧 [2]- 192	- 舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト: 表3.3.4	_				60 粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]- 224	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト: 表3.3.4				諸基準類の改定に伴う修正
		験	舗装調査・試験法便覧 [2]- 244	- 舗装施工便覧参照 ・ポリマー改賀アスファルト: 表3.3.3	_				タフネス・テナシティ試験	舗装調査·試験法便覧 [2]- 289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改賀アスファルト:表3.3.3				諸基準類の改定に伴う修正
8 アスファルト	プー 必須シト		14	- 2.36mmぶるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時, ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき, 日平記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1-2回/日	・中規模以上の工事とは、管理 図を描いた上での管理が可能な工事をいい、 結模施工面解が、0,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 以上の場合が接当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映で そお提起の丁華をいい 国一丁種の施丁が数	8 アスファルト舗	ブラジト	Ę.	16	2.36mmぶるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事・定期的または結時・ ・小規模以下の工事・異常が認められたとき・ 印字記録の場合・全数または抽出・ふるい分け試 験 1 – 2回 / 日	基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t 以上の場合が該当する。 ・小扣規丁車は管理結果を施丁管理に反映?		諸基準類の改定に伴う修正
舗装			14	75 μ m ぶるい: ± 5 % 以内基準粒度		きる規模の工事をいい、同一工種の施工が数 日連続する場合で、以下のいずれかに該当す もものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層及び未適用混合物の総使用 量が500で以上3,000・未満12プリートでは400 ㎡以上1,000㎡未満。 ただい、以下に該当するものについても小規	舗装		粒度(75 μ mフルイ)	16	75 μmぶるい: ± 5%以内基準粒度		きる規模の工事をいい、同一工種の施工が到 日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層及び表層用混合物の総使用 量が5001以上3,0000未満。コンウリードでは400 ㎡以上1,000㎡未満。 ただし、以下に該当するものについても小規	1	諸基準類の改定に伴う修正
		アスファルト量抽出粒 度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]- 238	- アスファルト量:±0.9%以内		ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t 以上のもの 【参考】			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗裝調査·試験法便覧 [4]- 318	- アスファルト量: ± 0.9%以内		ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t 以上のもの [参考]		諸基準類の改定に伴う修正
	その他	水漫ホイールトラッキン グ試験	舗裝調査·試験法便覧 [3]- 57			プスファル・混合物の耐勢離性の確認 「参考」 編奏設計施工指針(平成18年2月) 編奏施工便覧(平成18年2月)		そ の 他	水浸ホイールトラッキング試験	結裝調查·試験法便覧 [3]- 65			経験サー度験、円点の第5日   アスファルト混合物の耐剥離性の確認   「参考    議員設計施工指針(平成18年2月)   議談施工便覧(平成18年2月)		諸基準類の改定に伴う修正
		ホイールトラッキング試 験	舗裝調査·試験法便覧 [3]- 39	<del>.</del>		アスファルト混合物の耐流動性の確認 【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)			ホイールトラッキング試験	. 舗装調査·試験法便覧 [3]- 44	-		アスファルト混合物の耐流動性の確認 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月)		諸基準類の改定に伴う修正
		ラベリング試験	舗装調査·試験法便覧 [3]- 17	-		アスファルト混合物の耐摩耗性の確認 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月)			ラベリング試験	舗装調査·試験法便覧 [3]- 18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認 【参考】 議装施工便覧(平成18年2月)		諸基準類の改定に伴う修正
	舗設現場 必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]- 01	基準配度の94%以上、X10 96%以上X8 96%以上X3 965%以上、 步速箇所:上記又は、投計倒置による	・瞬間の良は、個々の別定位が基準整度の34%以 上を満定するものとする、・側面の設は、10回の製定 測定するものとする、・側面の設は、10回の製定 用でするものとする。 の平均線にのが開始機能を満足さるものとする。ま の平均線にのが開始機能を満足とでものとするが、ま が規格をは対象は特殊を満足していればより、 1、1事をかり線なが規格を満足していればより、 は、1、1のからに、10回のが一点を 会、10回のの情には、10回の情に対し、一部定 を、10回のの情には、10回の情に対し、海定機所が均等に を、10回のでは、2、10回のは、2、10回の他の場合 会、10回のでは、2、10回の他の場合 会、10回のでは、2、10回の他の場合 会、10回のでは、2、10回の他の場合 第あたり3、10回の情に、10回の他の場合 第あたり3、10回の情に、10回の他の場合 第あたり3、10回の情に、10回の他の場合 第あたり3、10回の情に、10回の他の場合 第あたり3、10回の情に、10回の他の場合 第本をは、10回の他の場合 第本をは、10回の他の場合 第本をは、10回の他の場合 第本をは、10回の他の場合 第本をは、10回の他の場合 第本をは、10回の他の場合 第本をは、10回の他の場合 第本をは、10回の他の場合 第本をは、10回の他の場合 第本をは、10回の他の場合 第本をは、10回の他の場合 10回の他の 10回	ント出荷数量)と輸送面積及び厚さでの密度 智理、又は転圧回数による管理を行う。 [参考] 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)		舗設現場 必 浮	) 現場密度の測定 有	輔被調查·試験法便覧 [3]- 218	基準度度の4%的と上、X10 96%以上X6 96%以上X6 96%以上X3 96%以上 か遠陽所・上記又は、投計設置による	接回の登は、個々の測定性が落準形態の34%と 上を測定するものとする。接回の設は、10月の測定性 測定するものとする。接回の設は、10月の測定性 用定するものとする。接回の設は、10月の測定性 ので可能と10月が開発性を満足されるとしても、ま の平均能が10月が開発性を測定していればより。 11年第6月20日では、1000円では、1000円で 11年第6月20日では、1000円では、1000円で (例)。3001~1000円で日本100円では、1000円で は、1000円で日本10月に日本1000円では、1000円で によった。1000円で日本10月、1000円では、1000円で によった。1000円で日本10月、1000円では、1000円で によった。1000円で日本10月、1000円では、1000円で は、1000円で日本10月、1000円では、1000円で は、1000円では、10月は、10月、10日では、10日で 等あたり3,000円に下の場合に続けて、25年、11年 等あたり3,000円に下の場合に続けて、1000円では、100	を ) 上前政策と (結設面積及が厚さての密度 管理、又は転圧回数による管理を行う。 1 参考)		諸基學類の改定に伴う修正
	そ の 他		舗装調査・試験法便覧 [1]- 84	日福珠(D. 4 CO)	舗設車線毎200m毎に1回	7.60-del 1		σ, fti	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]- 101		舗設車線每200m毎に1回	Tabelet		諸基準類の改定に伴う修正
9 転圧コン	施 必	マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]- 290 いずれか1方法	-   日信選び ±1.5%		[参考] 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)	9転圧コンク	施 业 工 須	5年	舗装調査・試験法便覧 [3]- 344 いずれか1方法	-   日保継似 ±1.576		[参考] 舗裝設計施工指針(平成18年2月) 舗裝施工便覧(平成18年2月) [参考]		諸基準類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正
7 			舗装調査·試験法便覧 [3]-		1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定	1975月 舗装設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)	クリ  -  -		ラフマー尖き回の試験 コアによる密度測定	舗装調査·試験法便覧 [3]-		1,000㎡に1個の割合でコアを採取して測定	(李号) 舗裝設計施工指針(平成18年2月) 舗装施工便覧(平成18年2月)		調基学類の改定に伴う修正 諸基準類の改定に伴う修正
1 :	材必		300	- 細長、あるいは倫平な石片:10%以下	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1	材业	コアによる出皮剤に は 租骨材の形状試験	353	細長、あるいは偏平な石片:10%以下	・			諸基準類の改定に伴う修正
スア			45				デ フ ス フ フ ル ト 観			51					
アルト	ブラン 須ト		舗装調査·試験法便覧 [3]- 315		配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100:未済 の場合も実施する。		1 0 グ ス	ブラント	`	舗装調査·試験法便覧 [3]- 402	表層: 1 - 4 mm 基層: 1 - 6 mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材1001未2 の場合も実施する。			諸基準類の改定に伴う修正
舗装		リュエル流動性試験 240	舗装調査・試験法便覧 [3]- 320	- 3 - 20秒(目標値)		[参考] 舗装施工便覧(平成18年2月)	スアスファル		リュエル流動性試験 240	舗装調査·試験法便覧 [3]- 407	3-20秒(目標値)		[参考] 舗装施工便覧(平成18年2月)		諸基準類の改定に伴う修正

旧(令和元年10月版)

I	種別 試験 区分	試験項目	試験方法	旧(令和元年10) <sup>規格値</sup>	□ MX ) 試験基準	摘要	工程	別試験	t 試験項目	試験方法	新(令和2年 規格値	+ IO/H hX) 試験基準		以験成績表	改定理由
種	区分	ホイールトラッキング試	減級力点 舗装調査·試験法便覧 [3]-		四次至十	[参考]	種性	<b>四</b> 区分	ホイールトラッキング試	減級力法 舗装調査·試験法便覧 [3]-		科权至于	[ 徐老]	による確認諸	基準類の改定に伴う修正
		験	39			土木工事共通仕様書3-2-6-10	舗装		験	44			土木工事共通仕様書3-2-6-10		
					<u> </u>	7.0.2.1	"						1441		
		曲げ試験	請裝調査·試験法使覧 [3]- 69	- 破断ひずみ(-10 、50mm/min)8.0×10-3以 上		【参考】 土木工事共通仕様書3-2-6-10			曲げ試験	請裝調查·試験法使覧 [3]- 79	破断ひずみ(-10 、50mm/min)8.0×10-3以 上		[参考] 土木工事共通仕様書3-2-6-10	ifi	基準類の改定に伴う修正
		粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-	- 2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の丁事:異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上 での管理が可能な工事をいい、舗装施工面組			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数または抽出・ふるい分け試	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上 での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積	讀	基準類の改定に伴う修正
					・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1-2回/日	での管理が可能な工事をいい、舗装施工面材が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000以上の場合が							での管理が可能な工事をいい、舗技施工面積 が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が		
					W	該当する。						SA I SIMP IN	が設当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するまのない。		
						さる規模の工事をいい、同一工種の施工が数	-						きる規模の工事をいい、同一工種の施工が数 日連続する場合で、以下のいずれかに該当す		
						るものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満							るものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満		
						ロ 建原 9 8 9 日 1、以下のいり41かにあ当 9 8 ものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層及び表層用混合物の総使用 量が500以上3,0001未満(コンクリートでは400 ㎡以上1,000㎡未満)。							日連続する場合 ( 以下のが1944かに畝当9 ものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基面及び表層用混合物の総使用 量が500以上3,0001未満(コンクリートでは400 ㎡以上1,000㎡未満)。		
						m以上1,000m未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規							m以上1,000m未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規		
						Mは、以下に該当するものについても小規 模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t 以上のもの。							にない。以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの。		
						XIO60.							X1000.		
						【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)							[参考] 舗装施工便覧(平成18年2月)		
		粒度(75 µ mフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-	- 75 μ m/s/るい: ± 5 %以内基準粒度		mecous ocos ( 1 mo o 1 m y y			粒度(75 µ mフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-	75 μ m/ふるい: ± 5 %以内基準粒度	1	meetical 2002 ( 1740 1 173)	語	基準類の改定に伴う修正
		マフファルル書軸中約	<b>舗</b> 茶掘壶, 試験注係數 [4].	777211.1-5: +00%N/b	・中和語以上の丁華・空間のまたけ降時	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上	4		マフファリル暴動中的	舗状細帯、対験注価数 [4]	アスファルト量: ± 0.9%以内	, 由組織以上の下車・空期のまたけぬ時	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上	1.0	基準類の改定に伴う修正
		度分析試験	238	- アスファルト量: ±0.9%以内	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試	アの祭用が可能が丁重た!!! (  は  は  な  下	Į.		度分析試験	318	) スク/ル/皇. ±0.870以内	・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数または抽出・ふるい分け試	ての管理が可能な工事をいい、舗装施工面積 が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が	in-	全年級のほどに下り参正
					験 1 - 2回 / 日	が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が 該当する。							用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が 該当する。		
						該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映で きる規模の工事をいい、同一工種の施工が数 日連続する場合で、以下のいずれかに該当す							用版と初の総使用量か3,000は人工の場合が 該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映で きる規模の工事をいい、同一工種の施工が数 日連続する場合で、以下のいずれかに該当す		
						日連続する場合で、以下のいずれかに該当す るものをいう。							日連続する場合で、以下のいずれかに該当す るものをいう。		
						るものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層及び表層用混合物の総使用							るものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 使用する基層及び表層用混合物の総使用		
						量が500t以上3,000:未満(コンクリートでは400 ㎡以上1,000㎡未満)。	1						量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400 m以上1,000m未満)。		
						ただし、以下に該当するものについても小規 模工事として取り扱うものとする。 1アスファルト舗装:同一配合の合材が100t							ただし、以下に該当するものについても小規 模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t		
						1)アスプアルド舗装:同一配合の合材が100t以上のもの。							以上のもの。		
						【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)							[参考] 舗装施工便覧(平成18年2月)		
						INFOUNDED BUSINES (   PAG 10-P-2/3)							inecositione (174-10-12/3)		
1	材必	CBR試験	舗装調査·試験法便覧 [4]-	:		【参考】 舗装設計施工指針(平成18年2月)	1 1	才必	CBR試験	舗装調査·試験法便覧 [4]-			[参考] 舗装設計施工指針(平成18年2月)	諸	基準類の改定に伴う修正
路底	料須		155,[4]-158			道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	1路 非	4 須		227,[4]-230			道路土工-盛土工指針(平成22年4月)		
安定	施必	現場密度の測定 右記	最大粒径 53mm:	最大乾燥密度の90%以上、又は設計図書によ	500㎡につき1回の割合で行う。	【参考】 道路士工-盛士工指針(平成22年4月)	床安定処理	10 必	現場密度の測定 右記	最大粒径 53mm:	最大乾燥密度の90%以上、又は設計図書によ	500㎡につき1回の割合で行う。 ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以	[参考] 道路士工-盛土工指針(平成22年4月)	諸	(基準類の改定に伴う修正
処理	工 須	現場密度の測定 右記 試験方法(3種類)のい ずれかを実施する。	砂置換法(JIS A 1214)	õ,	ただし、1,500m未満の工事は1工事当たり3回以 ト.		処 理 -	[ 須	現場密度の測定 右記 試験方法(3種類)のい ずれかを実施する。	砂置換法(JIS A 1214)	õ.	F.	道路土工-盛土工指針(平成22年4月)		
I			最天程径 > 53mm: 突砂法		1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		I			最天和径>53mm: 突砂法		1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			
			(舗装調査·試験法便覧 [4]-185)							(舗裝調査·試験法便覧 [4]-256)					
		プルーフローリング	舗装調査·試験法便覧 [4]-	•	路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・確認試験である。	1		ブルーフローリング	舗裝調査·試験法便覧 [4]-		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・確認試験である。	請	基準類の改定に伴う修正
			210			いただし、荷重車については、施工時に用いた 転圧機械と同等以上の締固め効果を持つ ローラやトラック等を用いるものとする。				288			・ただし、荷重車については、施工時に用いた 転圧機械と同等以上の締固め効果を持つ ローラやトラック等を用いるものとする。		
						[参考]									
						舗裝施工便覧(平成18年2月) 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)							[参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 道路士工-盛士工指針(平成22年4月)		
	その	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]- 227(ペングルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良個所について実施			その	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]- 284(ペングルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良個所について実施		語	基準類の改定に伴う修正
	他							他							
1 2	施必	現場密度の測定 右記 試験方法(3種類)のい ずれかを実施する。	最大粒径 53mm: 砂置換法(JIS A 1214)	最大乾燥密度の90%以上、又は設計図書によ る。	500mにつき1回の割合で行う。 ただし、1,500m未満の工事は1工事当たり3回以	[参考] 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	1 h	色必	現場密度の測定 右記 試験方法(3種類)のい ずれかを実施する。	最大粒径 53mm: 砂置換法(JIS A 1214)	最大乾燥密度の90%以上、又は設計図書によ る。	500㎡につき1回の割合で行う。 ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以	[参考] 道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	語	基準類の改定に伴う修正
表層	工須	ずれかを実施する。	最大粒径 > 53mm:		上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判		表層	[ 須	ずれかを実施する。	最大和径 > 53mm:		上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判			
安定		1	突砂法 (舗装調査・試験法便覧		定を行う。		表層安定処理			突砂法 (舗装調査・試験法便覧		定を行う。			
処理			[4]-185)				型理			[4]-256)					
<b>∓</b>							<b>⊋</b>								
衣 層 湿							· 农 層								
合机							(表層混合処理								
理							理								
101	- 1	1		1		L	_   _		1	t.	1	1	1		

新(令和2年10月版)

#### 土木工事施工管理基準 新旧対照表 品質管理基準1

	民日社公			旧(令和元年10月	1版)						新(令和2年	:10月版)			
工	種別 試験	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工	種別	試験 試験項目	試験方法	規格値	試験基準		試験成績表等による確認	改定理由
		ブルーフローリング	舗裝調査・試験法便覧 [4]- 210		路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機 機と同等以上の瞬間の効果を持つローラやト フック等を用いるものとする。 (参考) 道路土工・盛土工指針(平成22年4月)			ブルーフローリング	舗裝調査·試験法便覧 [4]- 288		路床仕上げ後、全幅金区間で実施する。	- 荷重車については、施工時に用いた転圧機 機と同等以上の勝固の効果を持つローラやト フック等を用いるものとする。 [参考] 道路土工- 盛土工指針(平成22年4月)		諸基準類の改定に伴う修正
	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]- 227(ペングルマンピーム)		ブルーフローリングでの不良個所について実施。				そ たわみ量 の 他	舗装調査・試験法便覧 [1]- 284(ペングルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良個所について実施。			諸基準類の改定に伴う修正
15補強土壁工	工 須	ずれかを実施する。	砂重換法(JIS A 1214) 最大學的法 (簡較調查: 試練法便覧 (4)-185)	において、最大党機配送のの5%以上(参周的 試験、川5人 122(0A・B法)もしくは05%以上(参周的 は機能を対している。 (参加の主人性を対している。 年の第二代権と対し条制度の上元が出土、標 年の第二代権と対し条制を対し、 を規権を使用する場合や「最あたりの仕上り 原を簿(する場合)に適用する。 または、設計報酬による。	(間の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	下記の通りとする。 「開ወか起戦」は8 / 1210 (C・D・E注) 「一般の機合質制」の 「一般の機合質制」の 「一般の機合質制」の 「一般の機合質制」の 「一般の場合性を 「一般の。 「一。 「一般の。 「一。 「一。 「一。 「一。 「一。 「一。 「一。 「一	15補強土壁工	I	須 ずれかを実施する。	砂重換法(JIS A 1214) 最大教授 > 53mm: 实砂法 (師吳剛堂: 試験法便覧 (引-255)	において、最大安徳密度の95%以上・銅図の 試験、IISA 12(0)A 8法計らしている。 「銅図の記録、IISA 12(10)C む・E計画は、理 「銅図の記録、IISA 12(10)C む・E計画は、理 本の施工代量、15億回放工金、17年 な転圧方法・例えば、標準より手続圧力の大き な軽圧を対して、3億円 18元と、17年 原を薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	1回の試験につき3孔で測定し3孔の最低値で判定を行う。	下記の通りする。 「勝國の近畿 JIS A 1210 JC - D・E 法 ) 「一般の価格質面」の90% 以上 インテプラルフ/フット勝近の機合質面 平均97% 以上、かつ配小95% 以上 「参考」 「参考」 「一般である。 「一般である。」 「一般である。 「一をなる。		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1 8 河川土工		ずれかを実施する。	最大較径 53mm: 妙重換法 (JIS A 1214) 最大較径 53mm: 突砂法 (실1-185)	最大乾燥度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度又は空 気間障率の規定によることができる。 (砂質性105、75μm3-51・1通過分 < 50%)] 空気間機率いがか。 15% (記性150% 75μm3-51・1通過分 ≤ 15%) (記性150% 57μm3-51・1通過分 ) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	築機は、1900mに、図の割ら、又は境体器長20m に3回の割合の対。形定角度の側がて実施する。 も、 は回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左延の原始修業部としていて、規格修業を 以下回っているのか年とした場合は、監督 職員、協議の上で、(高) 転任を行うものとす。 (海・電) 河川土工マニュアル(平成21年4月)	18河川土工		砂 短場密度の測定 名記 試験方法(無類)のい ずれかを実施する。	- 商大教授 53mm - 砂本教授 53mm - 砂本教授 53mm - 砂本教授 53mm - サイン 55mm - 安か法 安か法 (構成資産・試験法便覧 [4]-256)	■大乾燥度の90%以上 ただし、上記により削い場合は、参和度又は空 気間障率の規定によることができる。 1分離上に30、51mmふるい過剰から 空気間障率が4570%(15%・75mm3のは1過剰か) (お仕土150%)で51mm3のは1週割分) 参利度57が85% SF の55%又は空気間除率 12が2% V 10% または、設計図書による。	振理は、100mに「間の割合、又は様体監長公正 に「週の割合の力、脱定精度の影片が実施する。 も、 「回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判 定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を書 して同っている点が存在した場合は、監督 観景と協議の上で、(荷) 転圧を行うものとす も、 「参考] 河川土工マニュアル(平成21年4月)		諸基準類の改定に伴う修正
	そ の 他	コーン指数の測定	舗装調査·試験法便覧 [1]- 216		トラフィカビリティが悪いとき。	[参考] 河川土エマニュアル(平成21年4月)			その他	舗裝調査·試験法便覧 [1]- 273		トラフィカビリティが悪いとき。	[参考] 河川土エマニュアル(平成21年4月)		諸基準類の改定に伴う修正
19海岸土工		類)のいずれかを実施 する。	最大粒径 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法 (舗裝調查·試験法便覧 [4]-185)	または設計図書に示された値。	築場は、1,000㎡に「国の割合、または媒体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1個の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の現格値を満たしていても、現格値を著 し(下回っている点が存在した場合は、監督 長と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 (参考) 河川土エマニュアル(平成21年4月)	19海岸土工		必 現場密度の測定 右記試験方法(3種 類)のいずれかを実施 する。	最大粒径 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 突砂法 (緬裝調查·試験法便覧 [4]-256)	最大的機密度の85%以上。 または設計図書に示された値。	築理は、1,000㎡に「国の割合、または建体基色20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、現格値を著 しく下回っている点が存在した場合は、監督 異と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 【参考】 河川土工マニュアル(平成21年4月)		諸基準疑の改定に伴う修正
	の他		舗装調査·試験法便覧 [1]- 216		トラフィカビリティが悪いとき。	[参考] 河川土エマニュアル(平成21年4月)			そ コーン指数の測定 の 他	舗装調査·試験法便覧 [1]- 273		トラフィカビリティが悪いとき。	[参考] 河川土エマニュアル(平成21年4月)		諸基準類の改定に伴う修正
0		現場密度の測定 右証 試験方法(3種類)のい ずれかを実施する。	最大粒径 53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂法 (編裝調查·試験法便覧 [4]-185)	最大乾燥密度の85%以上,または設計図書に 示された値。	1,000㎡に「回の割会、又は投計図書による。 「個の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の現格値を満たしていても、現格値を著 しく下回っている点が存在した場合は、監督 員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 【参考】 河川土工マニュアル(平成21年4月)	2 0 砂 防 土 工	I	必 現場密度の測定 右前 試験方法 3種類)のい 須 ずれかを実施する。	2 最大粒径 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	最大党権密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000mik:国の割合、又は設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判 定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著 しく下回っている点が存在した場合は、監督 景と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 [参考] 河川土工マニュアル(平成21年4月)		諸基準類の改定に伴う修正

## 土木工事施工管理基準 新旧対照表 品質管理基準2

	Τ.				旧(令和元年10月版			試験成績
重 極男	<sup>3</sup> ×	式験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	等による
2 施 工 道路土工		須	現場整度の測定 在動 のいずれかを実施す る。	最大較佳 53mm: 砂重粉法 (JIS A 1214) 最大較佳 53mm: 突砂步法 (開發共講查:試験法便 (利-185)	砂質土 :   「路体、次の密度への前間めが可能な範囲の含水比 において、最大乾燥密度の90%以上(前間の試験 において、最大乾燥密度の90%以上(前間の試験 において、最大乾燥密度の90%以上(前間の試験 にあいて、最大乾燥密度の90%以上(前間の試験 に対した。) (当なないで、最大乾燥密度の95% 以上(前間のが試験(以名 12(10) A 5法)もい(は95% 以上(前間のが試験(以名 12(10) A 5法)もい(は95% 以上(前間のが試験(以名 12(10) A 5法)もい(は95% 以上(前間のが試験(以名 12(10) A 5法)をいては12(10) に対している。  「日本では、12(10) A 5法(10) A 5x(10) A 5x(1	節体の場合、1,000mにフラミ (図の場合で行う。 広だし、5,000mは満辺工事は、1工事当生り3 図以上 部床及び構造物取付け部の場合、500mにつ き  国の割合で行う。ただし、1,500mは未満の工 事は「工事当と73回以上、1,500m未満の工 1国の試験につき3礼で測定し、3孔の最低値 で判定を行う。	[參考] 通路土工・盛土工指針(平成22年4 月)	
			ブルーフローリング	舗装調査·試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後全幅。全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた 転圧機械と同等以上の締固め効果を 持つローラやドラック等を用いるものと する。 【参考】 通路】工工・盛土工指針(平成22年4 月)	
	(	その他	コーン指数の測定	舗装調査·試験法便覧 [1]-216		必要に応じて実施。(例)トラフィカビリティが悪 い時	[参考] 道路士工-盛土工指針(平成22年4 月)	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227(ペンゲルマンピ- ム)		ブルーフローリングでの不良個所について実施		
27名上再上名登口		必須	修正CBR試験	施裝辦查 紅輸法便覧(4)-5	總正CBR20%以上	・中規模以上の工事・施工前、材料変更時・小規模以下の工事・施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描 いた上での管理が可能な工事は いた主の管理が可能な工事と は使用する基面及び表類用具合物の 能使用量が3,000以上の場合が該当 で、1,均規工事は管理結果を施工管理 に反映できる規模の工事をいい。同一工程の施工が数日運搬する場合 は、下のはでは、1,000ml ・ は、下のはでは、1,000ml ・ は、下のはでは、1,000ml ・ は、下のはでは、1,000ml ・ は、下のはでは、1,000ml ・ は、下のはでは、1,000ml ・ は、下のは、1,000ml ・ は、下のは、1,000ml ・ は、1,000ml ・	

	新(令和2年10月版)								
工種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表 等による確 認	改定理由 (参考図書以外、最 終は非表示)
2 1 道路土工	施工	須	環境医療の測定 右 記試験方法: 10 のいずれかを実施す る。	概大粒径 53mm: 砂雪搬法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 突砂洗 (植級講查 試験法便 覧 (4)-256)	(JIS A 1210) A·B法)。	回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につ き1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工 事は1工事当たり3回以上。	[參考] 通路土工-盛土工指針(平成22年4 月)		諸基準頼の改定に伴う修 正
	•		ブルーフローリング	舗装調査·試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後金幅。全区間について実施する。ただし、現造打換工事、仮設用道路維持工事、依設用道路維持工事は徐く。	・荷重車については、施工時に用いた 転圧機械と同等以上の締固め効果を 持つローラやトラック等を用いるものと する。 (参考) 通路土工・盛土工指針(平成22年4 月)		諸基準類の改定に伴う修 正
		その他	コーン指数の測定	舗装調査·試験法便覧 [1]-273		必要に応じて実施。(例)トラフィカビリティが悪 い時	[参考] 道路士工-盛土工指針(平成22年4 月)		諸基準類の改定に伴う修 正
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284(ベンケールマンビー ム)		ブルーフローリングでの不良個所について実施			諸基準類の改定に伴う修 正
2 7路上再生路盤工	材料	必須	维正CBR試験	鐵裝調查·試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	- 中境様以上の工事: 施工前、材料変更時: 小規模以下の工事: 施工前	中規模以上の工事には、管理図を描 いた上での管理が可能な工事は い、組織総工面積が1000の付あるは、 は使用する基度及び表現用混合物の 総使用量が3000は以上の場合が該当 する。 、リル規程工事は管理経度施工管域 、リル規程工事は管理機を施工管域 、は下のいずがたに該当するもの を を 、は下のいずがたに該当するもの を を 、は下のはずかには 、は下のはずかには 、は下のはでいました。 、は下のはでいました。 、は下のはでいました。 、は下のはでいました。 、は下のはでいました。 、は下のはでいました。 、は下のはでいました。 、は下のはでいました。 、は下のはでいました。 、は下のはでいました。 、は下のはでは、 、は下のはでは、 、は下のはでは、 、は下のはでは、 、は下のはでは、 、は下のはでは、 、は下のはでは、 、は下のはでは、 、は下のは、 、は下のは、 、は下のは、 、は下のは、 、は下のは、 、は下のは、 、は下のは、 、は下のは、 、は下のは、 、は下のは、 、は下のは、 、は下のは、 、は下のは、 、は、 、は、 、は、 、は、 、は、 、は、 、は、 、は、 、は、		諸基準額の改定に伴う修 正

叩只	E P	里基	<del>+</del> 2		旧(令和元年10月)	<b>版</b> )		
工種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表 等による確 認
2 7路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	[4]・185 X10 95%以上 X10 95%以上 X10 95%以上 X10 95%以上 X6 955%以上 X6 955%以上 X10 95%以上 X10 95		(例) 3,001 - 10,000㎡ 10個 10,000㎡ 40 10回 10,000㎡ 10個 10,000㎡ 40 10,000㎡ 40 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	[參考] 網表施工便覧 (平成18年2月) 舗装再生便覧 (平成22年11月)	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査·試験法便覧 [4]-68	設計値の範囲内	当初及び材料の変化時	[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)	
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査·試験法便覧 [4]-69			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生 アスファルト汎剤安定処理路盤材料 の一軸圧縮試験を指す。 [参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)	
2 8 路	材料	必須	既設表層混合物の密 度試験	舗装調査·試験法便覧 [3]-91				
上表層再			大比重試験	舗装調査·試験法便覧 [4]-229 舗装調査·試験法便覧			十分なデータがある場合や事前調査 時のデータが利用できる場合にはそ れらを用いてもよい。	
生工			スファルト量抽出粒度 分析試験 既設表層混合物のふ	編装調査·試験法便覧			[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)	
			るい分け試験	[2]-14				
	施工	<b>业</b>	現場密度の測定		X10 98%以上 X5 98%以上 X3 98.5%以上	・瞬間か反は、個々の測定値が基準密度の  80%以上を満足するものと、かり平均値について以下を満足するものとなった。 ・時間が見返しからの測定値の・押り値についが現で ・時間が見返しが回り測定値の・押り値についが現で ・様が得かたい場合は180の測定値の・押り値に ・様が得かたい場合は180の測定値の・押り値に ・様が得かたい場合は1800 測定値の・押り値に が提発値を満足さもものとするが、2が増終 値をはずれた場合は1801 325 4場合は10,000 ・パリストロリーにし、10ットあたり10個(10月) で測定する。  「例10,001㎡以上の場合(10,000㎡毎に10間線 10,001㎡以上の場合(1000㎡毎に10間線 10,001㎡以上の場合(8000㎡/10平/時 に10組合を発行し、11車あたり3億(3孔)以上で ・10組合を発行し、11車あたり3億(3孔)以上で 別定する。	空隙率による管理でもよい。 (参考) アルト機能工事共通仕様書解 設(平成4年12号) 議義両生便覧(平成22年11月)	
28路上表層	施工	その也	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査·試験法便覧 [2]-14	2.36mm/ぶるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。 【参考】 (参考】 (参考】	
層再生工			粒度 (75 μ mフルイ)	舗装調査·試験法便覧 [2]-14	75 μ mぶるい: ± 5 %以内	適宜	舗装再生便覧(平成22年11月) 目標値を設定した場合のみ実施す る。	
			アスファルト量抽出粒 度分析試験	舗装調査·試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内		[参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	

					新(令和2年10月版	i)			改定理由
離日	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表 等による確 認	(参考図書以外、最 終は非表示)
7		必須	現場密度の測定	議装調金 試験法便覧 (4)-256 砂置搬法 UIS A 1214) 砂置搬法は、最大税 砂置搬法は、最大税 のか適所できる	基準程度の39%以上 X10 95%以上 X8 95.5%以上 X3 96.5%以上	・開幕の原は、個々の測定値が基準速度の 39%以上を満定するものという中が個について以下を満足するものとする。 ・開始の表しまするものとする。 ・開始の度は、10円の測定値の中が始低いが現 ・開始の度は、10円の測定値の中が始低いが現 ・指値を満足するものとする。また、10円の測定 のが現れ値を満足するものとするが、25万規格 をしますれた場合は、25に31の一クテロ 人た。中辺値26分が現格値を満足していればよ ・1工事あたり300かで起名と4時点は、1000の が以下格性を指していればよ ・1工事をかと300かで起名と45点にして測定 3001 - 1000の㎡は、10円の一の形は 10円の一の一の一の一の一の一の一の ・1の一の一の一の一の一の一の一の一の一の ・1の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	[參考] 輸送施工便整(平成16年2月) 輸送再生便整(平成22年11月)		諸基準額の改定に件う修正
			土の一軸圧縮試験	舗装調査·試験法便覧 [4]-133	設計値の範囲内	当初及び材料の変化時	[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)		諸基準類の改定に伴う修 正
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査·試験法便覧 [4]-135			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生 アスファルト乳剤安定処理路盤材料 の一軸圧縮試験を指す。 [参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)		諸基準類の改定に伴う修 正
2 8 路	材料	必須	既設表層混合物の密 度試験	舗装調査·試験法便覧 [3]-218					諸基準類の改定に伴う修 正
上表層再			既設表層混合物の最 大比重試験	舗装調査·試験法便覧 [4]-309			十分なデータがある場合や事前調査 時のデータが利用できる場合にはそ れらを用いてもよい。		諸基準類の改定に伴う修 正
生工			既設表層混合物のア スファルト量抽出粒度 分析試験	舗装調査·試験法便覧 [4]-318			[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)		諸基準類の改定に伴う修 正
			既設表層混合物のふ るい分け試験	舗装調査·試験法便覧 [2]-16					諸基準類の改定に伴う修 正
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査·試験法便覧 (S)-218	基準確反の6%以上 XIO 98%以上 XIO 98%以上 XIS 98%以上	96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 <sup>1</sup> 、の測定値の平均値X10が規	説(平成4年12月)		諸基準期の改定に伴う修正
		その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査·試験法便覧 [2]-16	2.36mmぶるい: ±12%以内		目標値を設定した場合のみ実施する。 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月)		諸基準類の改定に伴う修 正
			粒度(75 µ mフルイ)	舗装調査·試験法便覧 [2]-16	75 μ mi3vるい: ± 5 %以内	適宜	舗装再生便覧(平成22年11月) 目標値を設定した場合のみ実施す る。		諸基準類の改定に伴う修 正
			アスファルト量抽出粒 度分析試験	舗装調査·試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内		[参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)		諸基準類の改定に伴う修 正

四馬	旧(令和元年10月版)								
工 種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表 等による確 認	
29排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	相骨材の形状試験	舗装調査: 試験法便覧 (2)-45	類長、あるいは偏平な石片:10%以下	- 中規模以上の工事・施工前、材料変更時 - 小規模以下の工事・施工前	・中規模以上の工事には、管理図を指 いた上での管理で可能な工事に い、舗装施工面積が10,000㎡あるい。 は使用する基面及びで最加減に発生を が15度工事は一般である。 で、以下のいずれかに該当するものを をいう。 施工面積で1,000㎡以上10,00㎡ をいう。 施工面積で1,000㎡以上10,00㎡ をいう。 施工面積で1,000㎡以上10,00㎡ をいう。 施工面積で1,000㎡以上10,00㎡ 本満 が開発工事として取り扱うものとす。 で、以下のはずれかに該当するものを をいう。 をいう。 施工面積で1,000㎡以上1,000㎡ 本満 が開発が600円以上1,000㎡ もいう。 ただし、以下に転当するものとす。 もいう。 もいる。 もいう。 もい。 もいう。 もいう。 もいう。 もいう。 もいう。 もいう。 もいう。 もい。 もいう。 もいう。 もい。 もいり。 もいう。 もい。 もいう。 もい。 もい。 もい。 もい。 もい。 もい。 もい。 もい		
		の他	製網スラグの水浸膨 張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65 編装調査・試験法便覧 [2]-77 [2]-244	水漫膨張比:20%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	中規模以上の工事とは、管理図を指 いたまでの重要する。 いたまでの重要する。 いたまでは、一般では、一般では、 は使用する基準及び表質用度がある。 が表現工事は管理経界を施工管理 に反映できる程度の工事をいい、 で、以下のいずれかに該当するもの をし、以下のいずれかに該当するもの をし、 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡ 主流		
29排水性舗装工、透水性舗装	ブラント	必須		[2]-14	2.36mmぶるい: ±12%以内基準粒度 75μmぶるい: ±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事、定期的または随時 ・小規模以下の工事、異常が認められた とき においました。 ・中規模以上の工事、定期的または随時 ・小規模以下の工事、定期的または随時 ・小規模以下の工事、実常が認められた とき に引き記録の場合、全数または抽出・ふるい分け は続き・2回 / 日	・中規模以上の工事とは、管理図を描 いた上午の管理が可能な工事とい い、結核施工面積が10,000㎡あるい は使用する基度及び表層用見数及び表層用見数 する。 ・小規模工事は管理線是を施工管理 に反映できる規模の工事をい 一工種の施工が数日連続する場合 で、以下のいずれかに該当するもの を15。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡ 未満 使用する基層及び表層用混合物		
Ĭ			度分析試験	舗装調査·試験法便覧 [4]-238 舗装調査·試験法便覧 [3]-57	アスファルト量: ±0.9%以内	-	の総使用量が500*以上3,000*未満」、 ンクリートでは400㎡以上1,000㎡未 満」、 ただし、以下に該当するものについて も小規模工事として取り扱うものとす アスファルト混合物の耐剥離性の確 認		
			試験 ラベリング試験	舗装調査·試験法便覧 [3]-39  舗装調査·試験法便覧 [3]-17			[参考] アスファルト混合物の耐洗動性の確認 [参考] 諸装施工便覧(平成18年2月) アスファルト混合物の耐洗動性の確認 [参考] 諸装施工便覧(平成18年2月) アスファルト混合物の耐磨耗性の確		
			カンタプロ試験	舗装調査·試験法便覧 [3]-111			[参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月)		
	舗設現場	必須	現場透水試験 現場密度の測定	顯裝調查·試驗法便覧 [1]-122 顯裝調查·試輸法便覧 [3]-97	X10 300m /15sec以上 (歩道箇所)	1,000㎡と、	(參考) 翻奏設計施工便覧(平成18年2月) [參考] 翻表施工便覧(平成18年2月) 翻表施工便覧(平成18年2月)		

					新(令和2年10月版	)			改定理由
工種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表 等による確 認	(参考図書以外、最 終は非表示)
2 9排水性舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査·試験法便覧 [2] <mark>-51</mark>	組長、あるいは偏平な石片:10%以下	- 中規模以上の工事:施工前:材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描 いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000mあるい は使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が3,000t以上の場合が該当 する、小規模工事は管理結果を施工管理		諸基準類の改定に伴う修 正
丄 · 透水性							に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡		
舗装工							未満 使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が500t以上,3,000t未満 (コンクリートでは400㎡以上,1,000㎡		
							未満)。 ただし、以下に該当するものについて も小規模工事として取り扱うものとす る。		
							1)アスファルト舗装: 同一配合の合材 が100t以上のもの		
		その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	- 中規模以上の工事: 施工前, 材料変更時 - 小規模以下の工事: 施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描 いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡あるい は使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が3,000以上の場合が該当 する。		諸基準類の改定に伴う修 正
							・小規模工事は管理結果を施工管理 に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合 で、以下のいずれかに該当するもの		
			製鋼スラグの水浸膨 張性試験	舗装調査·試験法便覧 [2]-94			をいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡ **		諸基準類の改定に伴う修 正
			タフネス・テナシティ試 験	舗装調査·試験法便覧 [2]-289					諸基準類の改定に伴う修 正
29排水性	ブラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査·試験法便覧 [2]-16	2.36mmぶるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時 ・小規模以下の工事: 異常が認められた とき 町字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け 試験1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描 いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡あるい は使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が3,000:以上の場合が該当		諸基準類の改定に伴う修 正
舗装工·透			粒度(75 μ mフルイ)		75 μ m/3/る l 1: ± 5 % 以内基準粒度	・中規模以上の工事:定期的または随時	する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理 に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合 で、以下のいずれかに該当するもの		諸基準類の改定に伴う修
水性舗装工				[2]-16		・小規模以下の工事: 異常が認められた とき 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け 試験1~2回/日	をいう。 施工面積で1,000㎡以上10,000㎡ 未満 使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が500以上3,000未満(コ		正
			アスファルト量抽出粒 度分析試験	舗装調査·試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内		の総使用量か500f以上3,000f未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未 満)。 ただし、以下に該当するものについて も小規模工事として取り扱うものとす		諸基準類の改定に伴う修 正
		その他	水浸ホイールトラッキ ング試験	舗装調査·試験法便覧 [3]-65			アスファルト混合物の耐剥離性の確認 [参考]		諸基準類の改定に伴う修 正
			ホイールトラッキング 試験	舗装調査·試験法便覧 [3]-44			<u>舗装施工便覧(平成18年2月)</u> アスファルト混合物の耐流動性の確認 【参考】		諸基準類の改定に伴う修 正
			ラベリング試験	舗装調査·試験法便覧 [3]-18			<u>舗装施工便覧(平成18年2月)</u> アスファルト混合物の耐磨耗性の確認 【参考】		諸基準類の改定に伴う修 正
			カンタブロ試験	舗装調査·試験法便覧 [3]-110			舗装施工便覧(平成18年2月) アスファルト混合物の骨材飛散抵抗 性の確認		諸基準類の改定に伴う修正
							【参考】 舗装施工便覧(平成18年2月)		
	舗設現	必須	現場透水試験	舗装調査·試験法便覧 [1]-154	X10 1,000m /15sec以上 X10 300m /15sec以上 (步道箇所)	1,000㎡ごと。	[参考] 舗装設計施工便覧(平成18年2月)		諸基準類の改定に伴う修 正
	場		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準階度の94%以上 X10 98%以上 X8 98%以上 X3 985%以上 步道箇所:上記又は、設計図書による	・帰國か原は、個々の測定値が基準密度の 94%以上を選定するのとし、かつ平均値につ 11で以下を満足するものとか。 ・開図か度は、10月の測定値の平均値X10が規 移値を満足するものとする。また、10月の測定 値が得がたい場合は3月の測定値の平均値X3 が規格値を選定するものとするが、X3が規格 値をはずれた場合は3日の第一分を加 えた平均値X6が規格値を選によりに13日のデータを加 えた平均値X6が規格値を選によいればよ	[参考] 編装施工便覧(平成18年2月) 編装設計施工便覧(平成18年2月)		諸基準類の改定に伴う修正
						*」。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000 が以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定 する。			
						(例) 3,001 - 10,000㎡:10 <mark>刊</mark> 10,001㎡以上の場合: 10,000㎡毎に10 <mark>刊</mark> 追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡ / 1ロット毎			
						に10.7. 合計20.7. なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持 工事を除く)は、1工事あたり3.7.以上で測定す る。			

品質	n.	±	+4		旧(令和元年10月前	Σ()		
工種	雕別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表 等による確 認
0 ブラ	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の 骨材粒度	舗装調査·試験法便覧 [2]-14		再生骨材使用量500:ごとに1回。	[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)	
ント再生			再生骨材旧アスファ ルト含有量	舗装試験法便覧 3-9- 6舗装調査·試験法便 覧 [4]-238			[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)	
装	ブラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)		2.36mmぶら1: 車12%以内場合。 2.36mmぶら1: ±15%以内 田宇記録による場合は、舗談再生便覧表・2.9.5によ る。	下の工事、異常が認められるとき。印字記録の場合:全数	[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)	
			粒度 (75 μ m フルイ)		75 μ m ぶるい 乗 アス処理の場合。 75 μ m ぶるい: ± 6 % 以内 田宇記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5によ る。	抽出ふるい分け試験の場合 1 - 2回/日 ・中規模以上の工事:定期的または樋時、 ・小規模以下工事:実常が認められると き。 印字記録の場合:全数	[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)	
					アスファルト量: ±193%以内 再アス処理の場合。 アスファルル量: ±12%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-295によ る。		[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)	
			水浸ホイールトラッキ ング試験	舗装調査·試験法便覧 [3]-57			耐水性の確認 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	
			ホイールトラッキング 試験	舗装調査·試験法便覧 [3]-39			耐流動性の確認 [参考] 編装施工便覧(平成18年2月) 編装再生便覧(平成22年11月)	
			ラベリング試験	舗装調査·試験法便覧 [3]-17			耐磨耗性の確認 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	
0	舗設現場	必須	現場密度の測定		基準態度の4%以上 X10 96%以上 X8 965%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 A10 95%以上 A2 96.5%以上 A3 96.5%以上	・瞬間か良は、個々の測定値が基準密度の 93%以上に光処理の場合は基準要度の 93%以上に光処理の場合は基準要度の 93%以上に光処理の場合は基準要度の 93%以上に光処でするものとも、かつ平均値に リードを設定するものとする。また、10回の測定 個が場がたい場合は3回の測定値の平均値なの 個が場がたい場合は3回の測定値の平均値なの 個が場がたい場合は3回の測定値の平均値ないが規 個をはずれた場合は3回の測定値の平均値ないが規 個をはずれた場合は3回の測定値の平均値ない 1、1、事あたり3,000㎡を超える場合は1,10,000㎡以下を10円とし、10円があたり10回(10円) で測定する。 1、10,000㎡に10回 10,000㎡に10回のの間を10回流を10回流を10回流を10回流を10回流を10回流を10回流を10回流	[參考] 顧裝再生便覧 (平成22年11月)	

新(令和2年10月版)								
種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要 等によ		
材料		再生骨材 アスファルト抽出後の 骨材粒度	舗装調査·試験法便覧 [2]-16		再生骨材使用量500:ごとに1回。	[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)	諸基準類の改定に伴う修 正	
		再生骨材旧アスファ ルト含有量	舗装試験法便覧 3-9- 6舗装調査·試験法便 覧 [4]-318	3.8%以上		[参考] 舗装再生便覧(平成22年11月)	諸基準類の改定に伴う修 正	
ブラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査·試験法便覧 [2]-16	2.36mm.3.61.1 + 12%以内 再アス処理の場合 .236mm.3.61. + 15%以内 町字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5によ ら。			諸基準類の改定に伴う修 正	
		粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75 μ m ぶらい: ± 5 % 以内 再アス処理の場合: 75 μ m ぶらい: ± 6 % 以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5によ る。	抽出ふるい分け試験の場合:1-2回/日 ・中規模以上の工事:定期的または期間。 ・小規模以下の工事:異常が認められるとき。 ・ 印字記録の場合:全数	[参考] 舗装再生便覧 (平成22年11月)	諸基準類の改定に伴う修 正	
		再生アスファルト量	舗装調査·試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.0%以内 再アス犯理の場合: アスファルト量: ±1.2%以内 町字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5によ る。		[参考] 舗装再生便覧 (平成22年11月)	諸基準類の改定に伴う修 正	
-		水浸ホイールトラッキ ング試験	舗装調査·試験法便覧 [3]-65			耐水性の確認 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	諸基準類の改定に伴う修 正	
	•	ホイールトラッキング 試験	舗装調査·試験法便覧 [3]-44			耐流動性の確認 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	諸基準類の改定に伴う修正	
	•	ラベリング試験	舗装調査·試験法便覧 [3]-18			耐磨耗性の確認 [参考] 舗装施工便覧(平成18年2月) 舗装再生便覧(平成22年11月)	諸基準類の改定に伴う修 正	
舗設現場	必須	現場密度の測定	[3]-218	X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上	・開語の度は、個々の測定値が基準密度の 9%以上に再の光型の地合は金素等度の 93%以上に対して製造できないとし、かつ平均値に 93%以上に対して製造できないとし、かつ平均値に 93%以上に対して製造できないとし、かつ平均値に 94%のでは、1917、200円の測定値の平均値が 95%のでは、1917、200円の測定値の平均値が 100円の形式が規格値を測定するには、100円で一を加 100円では、100円で一を加 100円では、100円で一を加 100円では、100円では、100円で一を加 100円では、100	[參考] 論裝再生便製(平成22年11月)	諸基準類の改定に伴う修正	
	別材料 ブラント 舗設現	期   材   料   ブラント   舗設現   その他   必 須	原   区分   本が   本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	対	議議   試験   試験   試験	## 社会	200	

# 土木工事施工管理基準 新旧対照表 写真管理基準 1.写真管理基準(まえがき)

与具官理基準 1.与具官理基準(まえがき) 旧(令和元年10月版)	新(令和2年10月版)	改定理由
写真管理基準(案)	写真管理基準(案)	
1.総 則	1.総 則	
1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影 ~ 提出)に適用 する。	1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影~提出)に適用 する。	
9 ©。 なお、フィルムカメラを使用した撮影 ~ 提出とする場合は、別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。 また、写真を映像と読み替えることも可とする。	9 る。 なお、フィルムカメラを使用した撮影 - 提出とする場合は、別紙1'フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。 また、写真を映像と読み替えることも可とする。	
1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。	1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。	
着手前及び完成写真(既済部分写真等を含む)。  施工状况写真。  安全管理写真。  使用材料写真。  品質管理写真。  出来形管理写真。  災害写真。  季故写真。  その他(公害、環境、補償等)。	着手前及び完成写真(既済部分写真等を含む)。 施工状況写真。 安全管理写真。	
2.撮影	2撮影	
2-1 撮影頻度	2-1 撮影頻度	
工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。	工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。	
2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 工事名 工種等 測点(位置) 設計寸法 実測寸法 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。	2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 工事名 工種等 測点(位置) 設計寸法 実測寸法 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目・施工管理値)に必要事 項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。	
2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「TSを用いた出来形管理要領(士工編)」(平成29年3月31日付け国官技第357号、国総公第103号)、 「TS (ノンブリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを 用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「架大航空機 搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。 また、「TS GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを 用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを 用いた出来形管理要領(土工編)」、「PTS(ノンブリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機 指載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「ルーザースキャナーを 用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(路面切削工編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(諸電「スラリー提邦」編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(国福 「スラリー提邦」編)(案)」、「加工履歴データを用いた出来形管理要領(国福 「スラリー提邦」編)(案)」、「加工履歴データを用いた出来形管理要領(国福 「スラリー提邦」編)(案)」、「加工履歴データを用いた出来形管理要領(国福 「スラリー提邦」編)(案)」、「加工履歴データを用いた出来形管理要領(国福 「スラリー提邦」編)(案)」、「3次元計測技術を用いた 出来形計測要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	諸基準類の追加
2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。	2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。	

## 写直管理基準 1.写直管理基準(まえがき

与,	具官理奉华	一与具官理奉华	エんかる
٥	口古の始年祭		

#### 2-5 写真の編集等

(1)写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。

旧(今和元年10月版)

(2)別紙2<sup>1</sup>デジタル工事写真の小黒板情報電子化について。に基づ〈小黒板情報の電子的記入は(1)の写真編集には当たらない。ただし、(1)のただし書きの補正は認めないものとする。

#### 2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。(100万画素程度)

#### 映像と読み替える場合は、以下も追加する。

- (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、 監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラブス映像を撮影することができる。

#### 2-7 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (3)撮影箇所がわかりに(い場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。
- (4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

#### 2-8 電子媒体に記録する工事写真

電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準」(国土交通省 平成22年9月)及び「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」によるものとする。

#### 3.整理提出

登埕提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

(デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう)

なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。

#### 4. その他

撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。

#### 2-5 写真の編集等

(1)写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。

新(今和2年10月版)

- (2)別紙2\*デジタル工事写真の小黒板情報電子化について。に基づく小黒板情報の電子的記入は(1)の写真編集には当たらない。ただし、
- (1)のただし書きの補正は認めないものとする。

#### 2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。(100万画素程度)

#### 映像と読み替える場合は、以下も追加する。

- (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、 監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラブス映像を撮影することができる。

#### 2-7 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

- (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (3)撮影箇所がわかりに(い場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。
- (4)撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

#### -8 電子媒体に記録する工事写真

電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準」及び「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」によるものとする。

#### 3.整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づ(ものとする。 (デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう) なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙・「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。

#### 4. その他

撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3) 不要とは、別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」を参照のこと。

表現の修正

改定理由

表現の修正

# 土木工事施工管理基準 新旧対照表 写真管理基準 1.写真管理基準(まえがき)

旧(令和元年10月版)	新(令和2年10月版)	改定理由
別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」	別紙1 <sup>1</sup> フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」	
2.撮 影	2撮影	
2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。 ただし、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。		国基準と整合
2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。 (100万画素程度)	2-5 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。 ただし、監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。	国基準と整合
2-7 撮影の留意事項 撮撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1) 撮影項目、「撮影預度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。 (5)撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。	2-6 留意事項 写真管理基準(案)の機撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。 (1) 撮影項目、「撮影現度、等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。 (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。	国基準と整合
2-8 電子媒体に記憶する工事写真 電子媒体に記憶する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準」(国土交通省 平成22年9月) 及び「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」(兵庫県)によるものとする。		
3.整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 「写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 「ジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう) なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。	3.整理提出 工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。 (1)撮影写真の原本 撮影写真の原本とは、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表 「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、 密着写真とともに撮影内容が分かるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。 (2)工事写真帳 工事写真帳は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表 「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、 「整理条件」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版またはA4版とする。	国基準と整合

写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の用語の定義

(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。 (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

(3) 不要とは、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。

国基準と整合

#### 4. その他

撮影箇所一覧表の用語の定義

- 環影園川一見表の川語の足繋 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表

	5具官理基準 5.出米形官理与具撮影固所一覧表 旧(令和元年10月版) 写真管理语目											
編	章	節	条	枝番	I	種	撮影頂日	写真管理項目 場影類度(時期)	敷理冬件	摘要		
1 共通編	2 ± I	3河川・海岸・砂防土工	2	番	掘削工		撮影項目 土質等の判別 法長 右のいずれかで撮影する。	撮影頻度 [時期] 地質が変わる毎に1回 (掘削中) 200m又は1施工箇所に1回 (掘削後) 「下5等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「TS (ノンブリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「RT K-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領土工編)(案)、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを開いた出来形管理要領(土工編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースキャーを用いた出来	整理条件 代表箇所 各 1 枚	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のブリ対象点上のブリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影		
								「空中写真測量(無人航空機)を 用いた出来形管理要領(土工編) (案)」に基づき写真測量に用いた 全ての画像を納品する場合には、 写真管理に代えることが出来る。				
1 共通編	2 ± T	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛士工		巻出し厚 締固め状況	200mに1回 (巻出し時) 「TS・GNS Sを用いた盛士の締 固め管理要領、における「締固め 層厚分布図」を提出する場合は写 真不要 転圧機械又は地質が変わる毎に 1回 (締固め時)	代表箇所 各1枚			
							法長 相 右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 (施工後) 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案),、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来 形管理要領(土工編)(案),、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案),、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来形的管理要領(土工編)(案),、「地上型レーザースキャ 上工編)(案),、「地上を動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理を搭載型レーザースキャナーを用いた出来のでは、「地上移動体搭出来の上でサースキャナーを用いた出来の上では、「地上を動体搭出来のよるは、工事に1回 (施工後)		・出来映えの撮影・TS等の設置計測対象点上のブリズムと出条形の設置計測対象点を選出が変に、プリないでは、プロないでは、できないでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して		
								「空中写真測量(無人航空機)を 用いた出来形管理要領(土工編) (案)に基づき写真測量に用いた 全ての画像を納品する場合には、 写真管理に代えることが出来る。				

	新(令和2年10月版)											
編	章	節	条	枝番		I	種	撮影項目	写真管理項目 撮影頻度[時期]	整理条件	摘要	改定理由
1 共通編	2 ± I	3 河川・海岸・砂防土工	2	<u> </u>	掘削工			土質等の判別 法長 右のいずれかで撮影する。	地質が変わる毎に1回 (掘削中) 200m又は1施工箇所に1回 (掘削後) 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS (ノンブリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RI K-GNS Sを用いた出来形管質の 領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人 前空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載五来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載五来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載五来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 (掘削後)	代表箇所各1枚	・出来映えの撮 ・TS等の設置状況と出来形計別リズムの設置状況と出点上のプリズムが必要な場合をよりが引りがあるようにできな場合をよりがあるように撮影	
									「空中写真測量(無人航空機)を 用いた出来形管理要領(土工編) (条)」に基づき写真測量に用いた 画像を納品する場合には、写真 管理に代えることが出来る。			諸基準類の改定に伴う修正
1共通編	2 ± 工	3河川·海岸·砂防土工	3		盛土工			参出し厚 締固め状況 法長 幅 右のいずれかで撮影する。	200mに1回 (巻出し時)  「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め 層厚分布図」を提出する場合は写真不要  転圧機械又は地質が変わる毎に1回 (締固め時)  200m又は1施工箇所に1回 (施工後)  「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS (ノンブリズム方式)を用いた出来 形管理要領(土工編)(案)」、「TS (バンブリズム方式)を用いた出来 形管理要領(土工編)(案)」、「地上型・ 世一スキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人 サーを用いた出来上型来の 管理要領(土工編)(案)、「地上型・ が回理要領(土工編)(案)」、「無人 サーを用いた出来上を動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来上を動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来 に対して、「地上を動体搭載、「地上で、大きない」による 場合は1工事に1回 (施工後)		・出来映えの 影・TS等の設置計 対象の設置と出点上の ガリスムブリスムが の設置と ができる。 できる。 ができる。 で。	
									「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編) (案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。			諸基準類 の改定に伴 う修正

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表

与具官理基準 3. 山木形官理与具体影固所一覧衣 旧(令和元年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工種	+日駅15日	写真管理項目	<b>動理夕</b> /4	摘要	
1 共	2 ±	4 道	2	笛	掘削工	撮影項目 土質等の判別	撮影頻度[時期] 地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	整理条件 代表箇所 各1枚		
通編	I	路土工				法長 右のいずれか で撮影する。	   200m又は1施工箇所に1回   [掘削後]			
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「TS(ノンブリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回		・出来映えの提置 彩・TS等の設置 対況と出上の ブリスクの ガリスク ブリス(フ でなった) が必め からして が必め あるした が必め あるした が必め あるした が必め あるした が必め あるした が必め あるした が必め あるした が必め あるした が必め のから はん のから のから のから のから のから のから のから のから	
							「空中写真測量(無人航空機)を 用いた出来形管理要領(土工編) (案)」に基づき写真測量に用いた 全ての画像を納品する場合には、 写真管理に代えることが出来る。			
			3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 (巻出し時)	代表箇所 各1枚		
							「TS・GNSSを用いた盛士の締 固め管理要領」における「締固め 層厚分布図」を提出する場合は写 真不要			
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に 1回 (締固め時)			
						法長幅 をおける。	200m又は1施工箇所に1回 (施工後)		11. + 0. + 2. 0. 12	
						で撮影する。	「IS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「IS (ノンブリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RI K-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は「工事に1回(施工後)		・出来映えの撮 ・TS等の設置状況と出点上質が 対象の記載が 対象の記載が ズムの設置状 、グリズムの選が 、グリスな場合の みりがわかるように撮影	
							「空中写真測量(無人航空機)を 用いた出来形管理要領(土工編) (案)」に基づき写真測量に用いた 全ての画像を納品する場合には、 写真管理に代えることが出来る。			

新(令和2年10月版)											
編	章	節	条	枝	I	種	+日巳/天口	写真管理項目	表 TEL 47 /4	摘 要	改定理由
		4	2	番	掘削工		撮影項目 土質等の判別	撮影頻度[時期] 地質が変わる毎に1回	整理条件 代表箇所		
		道路土	2		加山工		法長	(掘削中) 200m又は1施工箇所に1回	各1枚		
		I					右のいずれか で撮影する。	「TS等光波方式を用いた出来形	-	・出来映えの撮	
								管理要領(土工編)(案),「TS (ノンブリズム方式)を用いた出来 形管理要領(土工編)(案),「RT K-GNS Sを用いた出来形管理更領(土工編)(案),「地上迎ルーザ年大年、日本年、十一を用いた出来形管理要領(土工編)(案),「無人航空保持載型・ザースキャー・エエ編)(案),「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案),による場合は1工事に1回[掘削後]		影・TS等の設置計 利力を出来形の プリズムの設置 状が必要では、プリズムの が必要がわかる ように撮影	
								「空中写真測量(無人航空機)を 用いた出来形管理要領(土工編) (案)」に基づき写真測量に用いた 画像を納品する場合には、写真 管理に代えることが出来る。			諸基準類 の改定に伴 う修正
			3 4		路体盛土工 路床盛土工		巻出し厚	200mに1回 (巻出し時)	代表箇所 各1枚		
								「TS・GNSSを用いた盛土の締 固め管理要領」における「締固め 層厚分布図」を提出する場合は写 真不要			
							締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に 1回 [締固め時]			
							法長 幅 右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 (施工後) 「TS等光波方式を用いた出来形		・出来映えの撮	
							Сикисэ	管理要領(土工編)(案)、「TS(ノンブリズム方式)を用いた出来 形管理要領(土工編)(案)、「地上型レー 切して、は、「は、「は、」、「は、 領(土工編)(案)、「地上型レー サースキャナーを用いた出来形 管理要領(土工編)(案)、「地上型ルー が一スキャナーを用いた出来形 管理要領(土工編)(案)、「地上を動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)、「による 、「地上を動体搭載来 ルーザースキャナーを用いた出来 形管理要領(土工編)(案)、「による 場合は1工事に1回 「施工後」		・TS等の設置状況と出来形が対り ・TS等の設置状況と出来形が対り 対象の設置が表示の設置状況がある。 が表示が表示がある。 が表示があるように撮影	
								「空中写真測量(無人航空機)を 用いた出来形管理要領(土工編) (案)」に基づき写真測量に用いた 画像を納品する場合には、写真 管理に代えることが出来る。			諸基準類 の改定に伴 う修正

土木工事施工管理基準 新旧対照表 写直管理基準 5.出来形管理写直撮影箇所一覧表

<u>رح</u>	<u>写具官埋基準 5.出米形官埋写具撮影箇所一覧表</u> 旧(令和元年10月版)												
			-	枝		1H ( 4 /H)UT 1							
編	章	節	条	枝番	工  種	撮影項目	写真管理項目 撮影頻度[時期]	整理条件	摘要				
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9		固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置·間隔 杭径 深度	1施工箇所に1回 (打込後) 1施工箇所に1回 (打込前後)	代表箇所 各1枚					
<b>光通編</b>		+		2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ幅	1,000m3~4,000m3につき1回、又 は施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1回 (施工厚き 施工中) (幅 施工後)						
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅。 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 (施工後)	代表箇所 各1枚					

						新(令和2年10月							
編	莭	節	条	枝番	工種	+B8/15 C	写真管理項目	<b>並Ⅲ夕/</b> 件	摘要	改定理由			
3 土木工事共通編	2一般施工	7 地盤改良工	9					固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧リー攪拌工) (ユラリー攪拌工) (生石灰パイルエ)	杭径 [	撮影頻度[時期]   施工箇所に1回   打込後]	整理条件 代表箇所 各1枚		
						データを用いた出き 撹拌工)編)(案)」 る場合は、出来形 略できる。	景拌工)において、「施工履歴 来形管理要領(固結工(スラリー により出来形管理資料を提出す 管理に関わる写真管理項目を省						
				2	固結工 (中層混合処理)	幅はは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	,000m3~4,000m3につき1回、又 は施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1回 施工厚き 施工中) 幅 施工後) データを用いた出来形管理要領 ・中層地盤改良工事編)(案)に			新工種追加			
3	1	14	4	1	法枠工	より出来形管理資理に関わる写真管	・中海・地域と土事師(来)に ・ 押を提出する場合は、出来形管 ・ 理項目を省略できる。 ・ 200m又は1施工箇所に1回	代表箇所					
5 土木工事共通編	2一般施工	14法面工	4	•	(現場打法枠工) (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	幅、 高さ、 枠中心間隔	施工後〕	各1枚					
						形管理要領(土工	測量(無人航空機)を用いた出来編)(案)」に基づき写真測量に用る場合には、写真管理に代える						